

平成30年第3回阿波市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成30年9月14日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 武澤 豪	2番 北上 正弘
3番 後藤 修	4番 坂東 重夫
5番 藤本 功男	6番 笠井 安之
7番 中野 厚志	8番 笠井 一司
9番 川人 敏男	10番 檜原 伸
11番 松村 幸治	12番 吉田 稔
13番 森本 節弘	15番 檜原 賢二
16番 木村 松雄	17番 阿部 雅志
18番 出口 治男	19番 原田 定信
20番 三浦 三一	

欠席議員（1名）

14番 江澤 信明

会議録署名議員

11番 松村 幸治 12番 吉田 稔

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井 正助	副市長 町田 寿人
政策監 木具 恵	教育長 坂東 英司
企画総務部長 安丸 学	市民部長 三浦 康雄
健康福祉部長 野崎 圭二	産業経済部長 阿部 芳郎
建設部長 川野 一郎	教育部長 妹尾 明
会計管理者 阿部 守	企画総務部次長 坂東 孝一
市民部次長 矢田 正和	健康福祉部次長 寺井 加代子
健康福祉部次長 大森 章司	産業経済部次長 岩佐 賢二
建設部次長 猪尾 正	教育部次長 湯藤 義文
教育部次長 吉川 和宏	吉野支所長 藤川 靖人
土成支所長 井上 百合子	阿波支所長 塩田 英司

水道課長 藤野 芳 大

農業委員会事務局長 石 川 久

監査事務局長 阿 部 仁 子

財政課長 稲 井 誠 司

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 那 須 啓 介

事務局議事総務課長 笠 井 久美代

事務局議事総務課主査 藤 岡 知 寛

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第 4 0 号 平成 2 9 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議案第 4 1 号 平成 2 9 年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 議案第 4 2 号 平成 2 9 年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第 4 5 号 平成 2 9 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第 4 6 号 平成 2 9 年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 議案第 4 7 号 平成 2 9 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 0 議案第 4 8 号 平成 2 9 年度阿波市水道事業会計決算認定について

日程第 1 1 議案第 4 9 号 平成 3 0 年度阿波市一般会計補正予算（第 3 号）について

日程第 1 2 議案第 5 0 号 平成 3 0 年度阿波市水道事業会計補正予算（第 2 号）について

日程第 1 3 議案第 5 1 号 阿波市長寿祝金支給条例の一部改正について

日程第 1 4 議案第 5 2 号 阿波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（日程第 2 ～日程第 1 4 質疑・付託）

午前10時00分 開議

○議長（森本節弘君） 現在の出席議員数は19名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（森本節弘君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回到りに引き続き行います。

まず初めに、1番武澤豪君の一般質問を許可いたします。

1番武澤豪君。

○1番（武澤 豪君） 議長の許可をいただきましたので、議員番号1番武澤豪、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、企業誘致について、移住についての2点であります。

まず、阿波市企業誘致について質問を進めさせていただきます。

阿波市の本年度の歳入は約183億円であり、うち自主財源は約60億円、地方交付税などが約123億円の歳入によって、阿波市は、国、県からの補助で成り立っていると言っても過言ではないと思います。こういった財政バランスは、今後もよほどのことがない限り続くと考えます。その中で、後世に引き継ぐのは負の遺産ではなく、今後も住みよい、また県外に出ても帰ってきたくなる阿波市を創生していかなければなりません。

今回私が質問する1つ目は、阿波市における企業誘致について、現在までの活動内容と今後の方向性についてであります。

今まで阿波市として、西長峰工業団地に、平成23年にはメテック株式会社を、平成26年には株式会社レンゴーを誘致するなど、主に製造業を誘致されてきたと思います。

そこで、現在までの誘致活動の内容とどのような業種を誘致していくのか、今後の方向性について答弁願います。

○議長（森本節弘君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、武澤議員の一般質問の1問目、企業誘致について、

現在までの活動内容と今後の方向性について答弁させていただきます。

近年、我が国では、経済の国際化や企業間競争の激化、また少子・高齢化の進展による本格的な人口減少社会の到来など、大きな課題に直面しております。このような中、本市といたしましては、人口減少に歯どめをかけ、地域を活性化をさせるため、さまざまな施策を展開しております。とりわけ、企業誘致につきましては、新たな雇用の創出、地元企業との取引拡大のほか、U I J ターン者など、若者の定住による人口増加につながることから、本市にとって最重要課題の一つであると認識しております。このことから、本市では、産業の振興と地域の活性化、また定住促進効果など、多様な面で大きく期待できることから、企業誘致に取り組んでいるところであります。

そこで、ご質問の企業誘致の現在までの活動内容であります。具体的に申し上げますと、進出企業に対する優遇措置として、農林業や情報通信業など、近年の多様化した企業にも対応できるよう対象業種を大幅に拡大し、雇用奨励金を増額するなど、新たな条例、阿波市企業立地促進条例を今年度からスタートしております。また、これらの優遇措置や本市の地理的優位性などを説明した企業立地ガイドを作成し、本市が誇れる子育て支援制度もあわせて県内外に広く情報を発信することによって、本市で操業したい、生活しやすいと思えるような取り組みも進めております。これまでも、さまざまな形で企業誘致への取り組みを進めてまいりました。その結果、先ほど議員のお話にもありましたが、メテック株式会社など、製造関連企業や第1次産業関連企業のイオン農場など誘致してまいりました。また最近では、市有施設を活用した企業誘致として、東京の子ども服メーカー、株式会社リトルアンデルセンの進出が決まるなど、雇用の拡大や地域の活性化につながっているのではないかと考えております。

このように、企業誘致は多岐にわたり、そのメリットが非常に大きいことから、今後におきましても、企業の立地ニーズにきめ細かく対応しながら、全庁一丸となって企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、どのような業種の企業を誘致していくのか、今後の方向性でございますが、本市が企業誘致活動を進めるに当たり、農業の町という特色や魅力を生かし、地域農業と連携できる第1次産業関連企業の誘致にも取り組んでいるところではあります。一方で、先ほど申し上げましたとおり、企業立地促進条例では、対象業種を拡大しておりますので、誘致する企業が、本市にとって、また地域や市民にとってどのような利益をもたらすかなどを総合的に判断しながら、幅広い業種を対象とした企業誘致活動を進めてまいりたいと

考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 武澤豪君。

○1番（武澤 豪君） 答弁ありがとうございました。

企業誘致といいましても、さまざまな企業があります。先ほど部長からの答弁にもありましたが、旧市場町給食センター跡に、縫製工場の株式会社リトルアンデルセンが来られるとのこと、非常にうれしく思います。

ほかにも、さまざまな今後の動きに期待しておりますが、私が誘致をお願いしたい企業は、農業の加工施設です。阿波市は、県内外にも誇る農業立市であります。一年中を通して、ありとあらゆる農産物が生産され、県内、関西地方、中部地方、関東地方、その他の地方に配送されております。しかしながら、配送するトラックに対し、実際に輸送されている割合は、5から6割程度だと言われております。生鮮物のため、出荷調整作業を行い、袋詰め、箱詰めといった作業を行いトラックに積み込まれますが、実際は半分以上が空気を運んでいると言っても過言ではないと言われております。

今回の質問の中にもある農業の加工施設、これを誘致することにより、私は4つの利点があると考えます。1、農業所得の向上、先ほどにも話したように、野菜をカットすることによって、輸送便の空白を減らすことができ、より多くの生鮮物を輸送できます。また、先日の台風被害など、自然災害でどうしてもできてしまう規格外の野菜や収穫おくれによる野菜を加工することにより、今までは破棄されていた野菜などの生鮮物をお金に変えることができます。これは、農業所得の向上にも、また阿波市が取り組んでいるエンカールにもつながってくると考えます。

次に、加工施設の雇用が生まれ、地元の雇用先が期待できます。加工施設の稼働により雇用が生まれ、市民の皆様の就職の選択肢の一つとなります。遠くの職場よりも近くの職場ができれば、子育てにも日常生活にも時間のゆとりができると考えます。

次に、販売チャンネルの多様化です。私も農業者であり、多々営業活動も行った上でも、加工品を欲しがるスーパーや飲食店は多数あります。現状、生鮮物ではある以上、青果市場を主体とした出荷先を考え、飲食店やスーパーなど販売先を確保しやすくなり、より農業のやりがいを感じるようになると思います。

次に、阿波市における自主財源が得られる。最初にも話したように、阿波市は自主財源ではなく、国や県の交付金に伴って公のことが行われています。阿波市内の雇用をするこ

とにより自主財源をふやし、国や県に少しでも依存しない市の第一歩になると考えます。

私が考える加工施設建設によるメリットのほかに、派生するプラスの要因は多くあると思います。もちろん6月議会で一般質問したスマートインターも、誘致場所にもよりますが、利便性が生まれ、阿波市の活性化につながるでしょう。今後は、この問題を解決するべく、市と私を含めた議員や、阿波市内におけるJA、市民の皆様と知恵と力を出し合い、加工施設の誘致に尽力してまいりたいと思います。そうすることで、農業立市にふさわしい市となり、将来の農業者や農業を目指す子どもたちが、自然災害を恐れることなく、安心して作物を育てる環境をともに発展させていきましょう。

次に、2点目の移住についての質問に入りたいと思います。

現在、全国的な動きとして、やはりとも言える移住促進ではありますが、阿波市も熱心な取り組みをしていることは、市民の皆様におかれましても、理事者の方々にも周知のことと思います。阿波市としては、おおげつひめプロジェクトと題した、女性農業後継者の移住、また移住促進に当たるPR動画を作成、土成町の三木邸を利用した移住の勉強会や交流会も行われています。ただ、私が考えるには、移住に多額の税金を導入することで阿波市がそれほど活性するののかという疑問が残ります。例えば、今年度の地方移住推進事業は約1,100万円、昨年度は約600万円と、かなりの高額な税金を投入しておりますが、私の調査では、昨年度の実績件数は8世帯20人、おとどしの実績は8世帯21人と伺っております。これだけ多額の市民の皆様から納めていただいた税金を投入することについて、移住に対する事業費と費用対効果をどれほど見込まれているのか質問させていただきたいと思います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、武澤議員の一般質問、移住に対する事業費とそれに対する費用対効果についてお答えを申し上げます。

本市では、「輝く阿波市に煌めく未来」阿波市総合戦略に基づき、本市への新たな人の流れを創出するために魅力を理解していただき、阿波市だからこそ住みたい、阿波市だからこそ住みたいと感じてもらえるような移住支援、定住促進の事業に取り組んでいるところでございます。

議員ご質問の移住支援、定住促進に係る事業費につきましては、ただいまご案内いただきましたけれども、本年度は約1,100万円、昨年度が約600万円となっておりますが、今年度の予算につきましては、本市PRビデオ制作費を含む事業費となっております。

す。事業内容といたしましては、移住相談、空き家の発掘利活用、地域との交流、移住・交流拠点の運用、就労サポート、移住お試しハウスの運営など、継続的な移住・定住について取り組みを進めております。本年度は継続的な事業に加え、先ほど申し上げました、本市の魅力を効果的に発信し、市外に対して市の認知度や関心の向上を図ることにより、移住の誘発を目指すとともに、市民に対して市の魅力を改めて再認識していただくきっかけづくりとなるような阿波市のプロモーションビデオの作成に取り組んでおります。

本市では、総合戦略において数値目標値を設定しておりまして、その事業の達成度の評価をしております。平成28年度、29年度について申し上げますと、移住・定住関係では、阿波市観光協会に設置しております移住交流センター利用による移住者数につきましては、平成28年度目標値15人に対し8世帯21人、平成29年度目標値15人に対し8世帯20人となっております。空き家新規登録件数につきましては、平成28年度目標値20件に対し85件、平成29年度目標値40件に対し45件となっております。

また、県から公表されております本市の移住者数につきましては、平成28年度は49名、平成29年度は85名となっております。この85名の数字につきましては、平成29年度の県内市町村において4番目の移住者受入数となっております。本市の取り組みであります移住支援、定住促進の事業につきましては、県外の方を対象にした事業と捉えられてる方が多いと思いますけれども、県内、市外の方も対象とした事業であり、県外からの移住者を迎え入れるとともに、既に本市に住まわれている方で市外に転出されることを考えられている方をこの事業を通して本市にとどまっていただくということも定住事業の趣旨でございます。また、この事業は、人口減少対策並びに空き家対策に対する重要施策の一つとして捉えておりまして、この事業を通して、本市の知名度を上げ、イメージアップにつなげていくことで、就職、結婚、子育てなど、人生の節目に阿波市に住んでみたいと選択いただく一つのきっかけになればと考えております。

人口減少社会を迎え、空き家が確実に増加していく現状を踏まえて、こうした移住・定住、空き家対策などの事業を継続していくことが重要であると考えておりまして、今後におきましても、長期的な視点に立って取り組んでまいりたいと考えております。ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 武澤豪君。

○1番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

私が考える移住とは、他県や他市からの流動的な人口増であって、日本全体から見れば、人口の増加にはつながっておりません。結局、多額の税金で各市町村のいい部分をアピールする一過性のものと考えます。阿波市総合戦略にも入っておりますが、根本的に将来の社会を考えるとすれば、移住に対する支出を減らし、出産や子育て、デマンドバスなど、阿波市の皆様の幸福度や出生率が上がるような、子どもたちが帰ってきたくなくなるような、住みやすいまちづくりに大切な税金を投入するべきではないかと考えます。

現在は、全国的に移住者の取り合い合戦となり、ほかの市町村でも、あの手この手で工夫を凝らしているようです。けれども、現在の阿波市在住の高齢者、独身男性や女性に対する出会いの補助、もしくはこれからの出産環境や出産後の見直し、阿波市の未来の宝である子どもたちに対してのよりよい予算の配置をいま一度考えていただきたいと思えます。

阿波市に移住されている方々は、阿波市の風土や食べ物、人間環境などを考慮し、移住されていると伺っております。移住者を対象としたイベントがあるから移住するといった魅力ではないと聞いております。移住交流会でも、阿波市産の野菜が振る舞われています。非常にありがたいことですが、市民の方々からSNSで移住交流会はただの飲み会になっていると指摘を受けました。移住交流会をする以上は、市民からいただいた税金の無駄遣いと思われるのではなく、きちんとした使い方をしていただきたいと考えます。

2030年には、日本の人口の3分の1が高齢者になると言われています。そうなれば、労働力の減少、健康保険制度の大幅な改革、地方の過疎化など、深刻な状況を迎えることでしょう。結婚、出産、子育ては、対策を立てたからといって、すぐに結果が出るものではありません。今から、阿波市から、抜本的な改革を行い、未来の子どもたちが阿波市に生まれてよかった、住んでよかった、帰ってきてよかったと思えるまちづくりになるよう、一年一年、一日一日、理事者の方々の取り組みを切に願いつつ、質問を終わります。

○議長（森本節弘君） これで1番武澤豪君の一般質問が終了いたしました。

引き続き、一般質問を行います。

次に、8番笠井一司君の一般質問を許可いたします。

8番笠井一司君。

○8番（笠井一司君） ただいま議長の許可をいただきましたので、2番笠井一司、一般

質問をいたします。

第1点目は、中小企業振興基本条例についてであります。

阿波市が将来にわたりまして持続的な発展を遂げるためには、商工業の発展は大変重要であります。阿波市の産業の裾野を広げるために、新規創業、新産業開発など、前向きに事業に取り組もうとしている人に対して、行政もできるだけ支援していく体制をとってはどうかとの趣旨で、昨年9月の第3回阿波市定例会において、阿波市の産業振興について質問いたしました。その答弁の中で、阿部産業経済部長より、中小企業の振興にかかわるさまざまな主体が、理念や役割を明確にし、本市独自の効果的な振興策を講じていくため、阿波市中小企業振興基本条例の制定を行い、商工業の振興を図っていくとの答弁がございました。

中小企業振興基本条例については、全国でも条例を制定している自治体も多くありまして、全国1,788自治体のうち407の自治体、率にして約2割の自治体が制定いたしております。その内容を見ますと、条例では、地方自治体が地域の中小企業の役割を重視し、その振興策を明確にするために策定しており、地域における中小企業の役割と責務、また中小企業振興への市の責務、さらには市民の役割などについて明記されているケースが多く見受けられました。

そこで、現在阿波市が商工業の振興を図るために準備を進めている中小企業振興基本条例について、中小企業振興基本条例の制定に向けた進捗状況はどうか、2として、条例はどのような内容を予定しているのか、お伺いいたします。

○議長（森本節弘君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 議長の許可をいただきましたので、笠井一司議員の一般質問の1問目、中小企業振興基本条例についての1点目に、中小企業振興基本条例の制定に向けた進捗状況と2点目に条例はどのような内容を予定しているのかについて、一括して答弁させていただきます。

本市の商業や工業などの中小企業は、市内の雇用や地域の活性化など、経済活動全般にわたって重要な役割を担っております。基幹産業である農業の振興と同様に、中小企業の振興は地域の活力の向上や雇用の場に直結する大変重要な課題と考え、阿波市中小企業振興基本条例の制定に向けて現在準備を進めております。

そこで、ご質問の1点目の中小企業振興基本条例の制定に向けた進捗状況でございますが、今年の5月に、本条例を制定するに当たり、商工関係団体や大学、また金融機関など

で構成する阿波市商工観光審議会を立ち上げ、市長からの諮問により、昨年実施しました事業者アンケート調査の結果なども踏まえながら、条例骨子の具体的内容についてご審議を重ねていただきました。また、7月には、市民の方などにご意見をお聞きするパブリックコメントを実施し、この8月に、当審議会において、阿波市中小企業振興基本条例骨子を作成していただき、先般市長に答申をいただいたところであります。

今後の予定といたしましては、今年の12月の議会に、阿波市中小企業振興基本条例の制定をご提案させていただき、ご承認をいただけましたら、平成31年4月から施行させていただきたいと考えております。

次に、2点目の条例はどのような内容を予定しているのかでございますが、阿波市商工観光審議会から答申をいただきました条例骨子の主な内容につきましてご説明させていただきますと、まず市の責務として、本条例の目的からしましても、市の責務は大変重要であることから、中小企業の振興を必ず講じていくこととされております。

次に、中小企業の役割として、中小企業の振興は、中小企業者みずからの創意工夫と自主的な努力が必要とされております。

次に、市民の理解と協力としまして、市民は中小企業者の果たす役割を理解し、市内において生産されるものをできるだけ購入するなど、中小企業の発展に協力を求めています。また、本市の中小企業の振興に関し、中小企業者の経営の革新や経営基盤の強化の促進など、具体的な施策の基本方針も盛り込まれております。

本市といたしましては、阿波市商工観光審議会から答申された条例骨子の内容を最大限尊重し、阿波市中小企業振興基本条例を先ほども申しましたとおり、12月議会にご提案させていただき、本条例に沿った中小企業の維持発展に向けた支援策を平成31年度の当初予算に反映させたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） ご答弁では、昨年実施した事業者アンケート調査結果を踏まえ、有識者で構成する阿波市商工観光審議会での審議を経て、条例の骨子が答申されたということでもあります。中小企業者みずからの創意工夫と自主的な努力により市民の理解と協力を得て、中小企業者の経営の革新や経営基盤の強化の促進なども中小企業の振興策を施策の基本方針とし、12月議会に条例を提案し、平成31年度の当初予算に条例に沿った支援策を反映したいということですので、中小企業振興基本条例の制定によって、

阿波市の商工業の振興が図られるようご努力をお願いしたいと思います。

次に、第2点目は、河川への廃棄物の不法投棄対策についてであります。

今定例会の開会日の市長の行政報告の中で、今年の7月1日に善入寺島中州を守る会と吉野川善入寺土地改良区が中心となり、地元住民や市職員など、官民の協力で、善入寺島内の一斉清掃が行われたとのご報告がございました。私は、今土成ライオンズに参加しております。なお、土成ライオンズにつきましては、今年度は、この後ろに座っておられます木村議員を会長として、檜原伸議員も参加し、約30名のメンバーで構成されておりますが、月1回土成の道の駅周辺や国道318号線のごみ拾いなどの清掃活動を行っております。そこで目にしますのは、宮川内谷川沿いの各所に多くの廃棄物や粗大ごみなどが捨てられている現象であります。どうにかしたいとの気持ちはあるのですが、30名のメンバーでは手に余るようであります。

そこで、阿波市においては、こうした河川等への廃棄物の不法投棄対策についてどのような対策をしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 三浦市民部長。

○市民部長（三浦康雄君） 議長の許可をいただきましたので、笠井議員の一般質問2番目、河川等への廃棄物の不法投棄対策について、どのような対策をしているのかについて答弁させていただきます。

廃棄物には、大きく分けて産業廃棄物と一般廃棄物に区分されます。まず、産業廃棄物については、排出した事業者が、廃棄物に関する法律にしたためられた基準に従い、みずから処理するか、許可を持つ処理事業者へ委託するなど、事業者自身が責任を持って適正に処理しなければなりません。

次に、一般廃棄物を個人や事業者が処理する場合には、一般廃棄物収集運搬業者に委託するなど、決められた排出方法に従って適正に処理しなければなりません。

不法投棄とは、これらの処理ルールに従わず、廃棄物を山林、原野、河川などに直接捨てる行為を指します。不法投棄された廃棄物は、自然環境や地域の景観を損なうだけでなく、地下水の汚染や悪臭等、私たちの健康や生活にも影響を及ぼすおそれを伴うもので、原状回復に至るには、多大な労力と費用が必要となります。

廃棄物を不法に投棄した者には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、法人の場合には3億円以下の罰金、またはその両方が科されることとなります。

不法投棄の対策としましては、投棄物の早期発見や未然防止を目的に、警察等各関係機関と連携し、パトロールや啓発用看板の設置を行うなど、さまざまな美化衛生活動にも取り組んでおります。その一例といたしまして、平成29年2月に本市と郵便局との間で地域における協力に関する協定を締結しております。内容は、郵便物の配達業務中に高齢者の異変や道路の異常、ごみの不法投棄などを発見した場合は情報提供をいただき、市がこれに対処するというものでございます。また、毎年7月の第1日曜日には、善入寺島で一斉清掃を行っており、善入寺島中州を守る会を初め、吉野川善入寺土地改良区、地元住民及び市職員などの参加により、道路脇の草刈りや捨てられている空き缶等のごみを拾い集め、河川環境の美化衛生活動に貢献しております。この活動は、平成16年から毎年行われており、地道な活動が実を結び、年々捨てられているごみの量も少なくなっております。さらに、本年の11月18日には、民間団体、市職員及び県職員等の参加により、土成町の国道318号宮川内谷川沿いのごみ収集を行う予定としており、来年以降は、吉野町、阿波町にも活動を展開し、不法投棄防止の意識向上と環境美化につなげたいと考えております。

今後においても、市民の皆様と行政が一体となり、不法投棄の防止に向け、より一層の取り組みを推進してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） 市内には多くの河川、谷川があり、至るところにごみが捨てられております。阿波市においては、市長の行政報告にありました善入寺島の清掃や、以前にも私の地元の指谷川で、地元の方々と一緒になって、官民協働で清掃を行っております。

今回質問の宮川内谷川沿いの河川の清掃については、11月に民間団体や市職員の参加により、官民協働で清掃を実施するというところでございます。また、郵便局など、市民の協力を得て情報を提供していただいたり、引き続き来年以降も吉野町、阿波町の河川等においても活動を展開していくということでございますので、これからも不法投棄防止の意識向上と阿波市内の環境美化への取り組みが進むようお願いしたいと思います。

第3点目は、防犯灯のLED化についてであります。

私の家の周辺や目につくところは、蛍光灯の防犯灯で、なかなかLED化が進んでいないという感じがいたしております。

まず、第1点目ですけれども、防犯灯の設置状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、笠井一司議員からの一般質問、防犯灯のLED化についての1点目、防犯灯の設置状況についてお答えを申し上げます。

本市におきましては、夜間における犯罪の防止と市民の通行の安全を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、一定の基準に適合した場所に防犯灯を設置しております。設置基準につきましては、既設の街灯よりおおむね100メートル離れていること、かつ周辺住民や地権者の方から同意が得られた場所に設置することとしております。また、設置基準を満たさなくても、犯罪等が多い危険な場所につきましては、現場の状況等を調査をするとともに、緊急性などを考慮しながら、予算の範囲内で防犯灯を設置しております。

本市におきます防犯灯の設置状況につきましては、平成30年4月1日現在、設置総数は4,222基で、そのうち2,020基がLED化しております。その率は47.8%となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（森本節弘君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） ただいまのご答弁では、市内の防犯灯設置総数は4,222基で、そのうち2,020基がLED化しているとのことでございます。まだまだ蛍光灯の防犯灯が多いように思います。

昨年度の決算を見ますと、防犯灯の電気料金として1,467万5,000円となっております。LEDの消費電力は、蛍光灯の半分以下ということでもありますから、仮に半分として、決算額から推計いたしますと、1基平均、蛍光灯では年間約4,600円、LED灯では年間約2,300円の電気料金となります。蛍光灯を全てLED化すれば、机上ではございますが、約500万円の経費削減となります。そこで、消費電力を削減するために、防犯灯のLED化を促進してはどうかと思うのであります。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、笠井議員の一般質問の2点目、消費電力を節減するためにLED化を促進してはどうかについてお答えを申し上げます。

本市では、防犯灯を設置することで、市民の皆様の夜間の安全と安心を守るとともに、

既設の蛍光灯からLED灯に取りかえることで、電気代や維持管理費用の削減と環境負荷の軽減を図っております。蛍光灯の消費電力量につきましては、1基当たり一月約23ワットが必要となるのに対しまして、LED灯具はその40%に当たります、約9ワットの消費量でございます。また、これを電気料金で比較いたしますと、蛍光灯の電気料金は1灯具当たり月額約333円必要であるのに対しまして、LED灯具はその半分の約163円で、経費の削減につながります。このことから、本市では、平成27年度よりLED灯具を年間に300基一括購入いたしまして、新規及び老朽化した蛍光灯の灯具を交換するなど、早期に防犯灯のLED化を計画的に進めております。今後におきましても、防犯灯を計画的にLED化することにより、市民の皆様の夜間の安全と安心を確保するとともに、経費の削減と環境負荷の軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） ただいまご答弁いただきました。

LED灯の消費電力は、蛍光灯の約4割に当たり、LED化にすれば電気料金を半分に削減できること、阿波市では平成27年度より毎年300基のLED灯を一括購入し、早期に防犯灯のLED化を図っているとのことであります。

いただきましたデータによりますと、毎年300基LED灯を購入いたしまして、平成27年から29年の3年間の平均で、うち25基が新設に使われますので、毎年275基の更新となっております。現在の蛍光灯の防犯灯が2,202基でありますので、全てがLED灯に置きかわるのは8年後、平成37年度ということになります。毎年計画的に更新しているということは大変評価いたしますが、防犯灯の経費は全て一般財源で賄っております。500万円の経費節減はわずかなものかもしれませんが、阿波市が自由に使える貴重な財源です。もう少し工夫をして、1年でも2年でも前倒しを図るべきではないでしょうか。例えば、25基が新設で、275基が更新とした場合、差し引き250基分の、先ほどの答弁では1基当たりにつき170円の経費削減が図られます。250基の更新で、年間にして51万円の予算が浮いてまいります。LED化には、1基2万円、材料費が1万円、工事費が1万円だそうでございますが、1基2万円かかるとお聞きいたしております。更新に伴う電気料金の減少51万円、これを使えば、既決の財源を使って、つまり予算をふやさずに、さらに25基更新できます。また、29年度の決算を見ますと、防犯灯の予算につきましては、年度途中で320万円の減額補正をしております。こ

うした経費を使えば、当初予算をふやさずに、大幅に前倒しができるのではないのでしょうか。8年後には、新たな行政課題ができていくことでしょうか。LED化による経費節減は、今日の課題であります。500万円はわずかではありますが、用途の制約のない、貴重な一般財源であります。今の財政的余力のあるうちに、将来の一般財源を確保し、8年後には新たな行政課題に対応できる体制をとっていくことも必要ではないでしょうか。

以上につきましては、要望としたいと思います。

以上、LEDに関しては少し長くなりましたけれども、次に第4点目、財政運営についてお伺いいたします。

9月は、前年度の決算が示される定例会です。阿波市が合併して、早くも14年が経過し、合併が議論されていた時代は、一昔前となりました。なぜ4町が合併することになったのか、だんだんに忘れられつつあります。当時は、各町とも財政状況が悪く、このままでは財政破綻するのではないかという意識から合併が進んだと記憶しております。また、前回の市議会議員の改選時は、本庁舎の新築、交流防災拠点施設アエルワの建設、学校給食センターの建設、ケーブルテレビの整備、公営住宅の建設と、大型の公共投資が続き、市民の間にも、こんなに金を使って阿波市はやっていけるのかという心配があり、多くの人からそうした声を聞きました。4年たって、財政に対する心配の声は聞こえなくなり、時代の変化を感じます。9月定例会は、決算の議会であります。過去のことを忘れることなく、うまくいっていればそれでいいわけですので、常に阿波市の財政状況をチェックしていかなければならないと思っております。そこで、決算書からのご質問にしたいと思います。

平成17年の合併から10年間は、合併特例による普通交付税の優遇措置がありました。平成28年度から5年をかけて、優遇措置を段階的になくしていくということになっております。29年度の決算書を見ますと、普通交付税が74億9,296万円で、前年度77億1,109万円に比べ2億1,800万円の減額となっております。これがその削減に当たるのかと思料いたします。そこで、改めてお伺いいたします。

1、平成29年度決算から見て、交付税削減はどのような状況であったのか、2、交付税削減に対してどのような対策をとったのか、お伺いいたします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、笠井一司議員の一般質問の4問目、財政運営について2点ご質問をいただいております。順次お答えを申し上げます。

げます。

まず、1点目のご質問であります、平成29年度決算から見て、交付税削減はどのような状況にあったのかについてご答弁を申し上げます。

平成29年度決算において本市に交付されております普通交付税は74億9,296万9,000円で、前年度と比較いたしまして2億1,812万8,000円の減少となっております。普通交付税の減少理由といたしましては、平成17年4月の合併以降、合併特例による普通交付税の優遇措置がありました。平成28年度から激変緩和措置期間に入り、段階的に縮減され、平成32年度に優遇措置が終了いたします。縮減率で申し上げますと、措置期間1年目の平成28年度が優遇措置額の1割縮減で、さらに29年度は3割削減となり、以降毎年5割、7割、9割と縮減され、あくまでも30年度算定ベースの試算ではありますけれども、33年度からは、優遇措置時点との比較では、約7億8,000万円程度減少すると見込んでございます。

続いて、2点目のご質問でございます交付税削減に対してどのような対策をとったのかについてご答弁申し上げます。

本市における普通交付税の削減につきましては、合併当初から大きな課題でありましたが、平成25年10月に本市を含む約300の合併市により、合併算定がえ終了に伴う財政対策連絡協議会を立ち上げまして、支所経費や災害対策といった、合併しても削減できない経費などの合併市特有の財政事情を踏まえた普通交付税算定方法の見直しを国や国会議員に対しまして要望をさせていただいたところでございます。そのかいもありまして、平成26年度からは支所に対する経費、平成27年度以降には消防費や清掃費など普通交付税の算定見直しが行われたところでもあります。また、優遇措置期間は11年間、その後5年間かけて激変緩和措置があるということは、合併以前から協議を重ねる中で把握をしておったことではございますが、このことを見据えて、市町村合併のメリットの一つであります行財政基盤の強化と管理経費の削減に取り組んでまいりました。具体的には、平成18年3月に行財政改革大綱及び集中改革プランを策定し、職員数の適正化、組織や事務事業の見直しなど、行財政全般にわたる改革の取り組みを行ったところでございます。この結果、第1次期間の効果額が約40億円、第2次期間の効果額が約16億円となっております。その効果等もあり、基金を積み増すことができたと考えております。

今後におきましても、引き続き経費削減に努め、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） 普通交付税については、平成28年度1割、29年度には、それが3割となり、30年度には5割、31年度には7割、32年度には9割、33年度には、そういう優遇措置がなくなってということで、順次削減される見込みであるということ、そして昨年度は、平成28年度に比べ約2億1,800万円の減額となったということとであります。交付税削減に対しては、これまで行財政の基盤の強化と行財政の改革により、職員数の適正化や組織や事務事業の見直しで対処しており、将来に備えるための基金等にその効果が見られるとのことでございます。

平成29年度の交付税の、前年度から比べて2億円削減されたということにつきましては、普通交付税に対する2億円と見るか、決算総額206億円に対する2億円と見るかによって、その評価は違ってまいります。我々としたしましては、普通交付税約75億円に対する削減と考え、今後の財政運営に慎重を期さなければならないと考えております。

以上で普通交付税については終わります。

次に、平成29年度の決算についてはもう一点、前年度と比べ、経常収支比率、実質公債費比率、事前通告書では実質収支比率も含めておりましたが、性格が異なるというので省きます。前年度と比べ、経常収支比率、実質公債費比率などの数値や義務的経費などが増加傾向にあります。今後の見通しと対策をお伺いしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、笠井一司議員の一般質問の財政運営についての3点目、平成29年度の決算では、前年度と比べ、経常収支比率、実質公債費比率などの数値や義務的経費などが増加傾向にあると、今後の見通しと対策を伺いたいというご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、経常収支比率、実質公債費比率の各種財政指標ですが、経常収支比率につきましては、財政構造の弾力性を測定する比率として用いられており、比率が低いほど新たな財政需要に弾力的に対応することができます。実質公債費比率は、市が借り入れた地方債の償還金などの財政規模に対する比率で、比率が高くなると、地方債の借入れの同意が得られなくなります。平成29年度決算において経常収支比率、実質公債費比率、いずれの比率も前年度より増加しておりますけれども、原因の主なものといたしましては、普通交付税の減少があります。これまでもご答弁してまいりましたとおり、普通交付税

の優遇措置が終了し、激変緩和措置期間に入っているため、普通交付税額が縮減され、各種財政指標にも影響が出ております。また、義務的経費などが増加傾向にあるということでございますけれども、確かに義務的経費は、人件費や公債費などにより増加し、また投資的経費につきましても、前年比より増加をしております。この内容につきまして、義務的経費では約4,000万円の増加となっておりますが、構成比は44.9%で、1.3ポイントの減少となっております。投資的経費では、金額で約7億円増加、構成比は11.6%で、3.1ポイントの増加となっております。このように、年度ごとの事情によりまして歳出の金額や構成比が大きく変動したり、財政指標にも影響を与えたりすることがありますが、今後も義務的経費につきましては想定される社会保障関連経費の増加等により、微増の傾向であると予測しております。

今後におきましても、地方税収の確保、遊休施設の利活用などによる歳入の確保、経常経費の削減、計画的な投資的経費の計上、事務事業の見直しなどにより、歳出の見直しを引き続き行うことによりまして、財政の健全性を維持してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） 経常収支比率、実質公債費比率などの数値は増加傾向にあり、この原因は主に普通交付税の優遇措置の段階的削減が影響しており、優遇措置の終了時点では一旦落ちつくのではないだろうか、公債費につきましても数年後には減少に転じる見込みでございますが、社会保障関係経費等の増加により、全体では微増の傾向との予測であります。今示されました各種比率の状況は決して万全とは思われませんが、それほど極端に悪いという状況でもございませんので、引き続き行財政の改革により歳出の見直しを行い、財政の健全性を維持していただきたいなと思います。

最後に、第5点目、地域安全指導員の設置についてであります。

一昨年、市民の消費者相談に対応するため消費生活センターの設置を提案いたしまして、昨年6月に設置されました。提案した当時は、単に市民の消費者相談程度のことでという意識だったんですけれども、最近では、消費者が犯罪に巻き込まれたりするケースも多く見受けられるようになってまいりました。こうしたことから、いろいろ多岐にわたりますけれども、生活安全に関する相談や青少年の補導活動、街頭犯罪の抑止の活動の指導、犯罪予防や事故防止の広報、啓発活動、安全指導など、安全で安心なまちづくりを推

進するため、阿波市でもこうした方面での行政需要も多くなってきております。また、合併により、町村のときに比べまして、市になりますと、許認可権限もふえてまいりますので、不当要求行為の防止や強制暴力への対応も図っていく必要がございます。

そこで質問ですが、市民生活の身近なところで発生する犯罪や事故等を未然に防止するため、これは警察OBなどが適任とは思いますが、地域安全指導員を設置してはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、笠井一司議員の一般質問、地域安全指導員の設置についてお答えを申し上げます。

本市におきましては、高齢者等の交通安全に関する推進施策の実施や市民生活に密着した地域の安全に対する相談を多くの市民の皆様方からいただいております。現在、県内8市におきまして、本市を除く7市では、警察OBの方を採用し、不当要求対策、犯罪対策、庁内巡視、交通安全に関する推進施策、市民生活の安全に対する相談等を行っております。

本市におきましては、現在警察OBの方は採用しておりませんが、具体的には次に申し上げる業務について雇用の必要性が生じているところでございます。まず1点目といたしまして、市民の生活安全に係る相談、要望への対応業務、2点目といたしまして、暴力団排除として、暴力団等から市民や企業が不当要求を受けたときに、警察等と連携し相談に当たる業務や行政対象暴力の相談に対する助言、指導に関する業務、3点目として、街頭犯罪抑止活動として、子どもの安全を確保するための活動や公園等の巡視活動を中心とした地域安全活動の推進に関する業務、4点目として、巡回連絡活動として、地域住民の各種相談業務など、主な業務を申し上げましたが、市民の安全・安心に関するニーズに応ずるために、市民や行政による不当要求対策、犯罪対策に対して、職員研修により、職員一人一人がスキルとノウハウを高めることだけではなく、専門的な職員の配置や防犯カメラの設置など、警備設備の強化も必要となっております。今後、市民生活の身近なところで発生する犯罪を未然に防止し、安全・安心なまちづくりを推進するためには、生活安全に関する相談並びに市民の安全活動に対する専門的な知識、経験を生かした市民サービスの向上を図る必要があると考えております。

人選につきましては、その職務の内容から、長年警察行政全般に携わり、多くの経験と深い見識を備える警察OBの方が適任と考えており、採用について前向きに検討してまい

りたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） 県内では、阿波市を除く7市で、防犯対策、交通安全指導、市民生活の安全に関する相談等の業務のため地域安全指導員を設置しており、阿波市におきましても、地域安全指導員の設置について前向きに検討するとのことご答弁でありました。

阿波市でも、市民の生活安全に係る相談業務、市民や企業が暴力団等から不当要求を受けたときに警察と連携して相談に当たる業務、子どもの安全を確保するための街頭犯罪抑止の地域安全活動などの必要性が増大しておりまして、市民が安心して暮らすことのできるまちづくりを推進していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（森本節弘君） これで8番笠井一司君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（森本節弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番川人敏男君の一般質問を許可いたします。

9番川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 9番川人敏男、議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

今年は、西日本豪雨を初め、台風20号、21号、北海道胆振東部地震と、立て続けに猛威を振るい、甚大な被害をこうむりました。災害の状況は、多くの人命が失われ、ライフラインや生活基盤がずたずたになりました。特に、水道管の損壊は日常生活を直撃しております。本市の水道管の耐震化率は9%にとどまっています。9割は老朽管ですので、もし仮に南海トラフ巨大地震が起こったならば、ずたずたになり、大半の地域は給水不能になりはしないかと心配しております。

それでは、質問に入ります。

これまで再三申し上げておりますが、深刻な人口減少と急激な少子・高齢化で、毎年毎年財政状況が厳しくなることが予測されます。65歳以上の人口がピークを迎える204

0年ごろに、大半の市町村は立ち行かなくなると言われております。医療、福祉はもとより、インフラのリニューアル等の経費増に加えて、1人当たりの行政コストが高まること大きな要因です。一方、ご承知のように、医療や年金制度は、こつこつと蓄えた貯金を老後に引き出すというストックの経済ではなく、働いている世代が高齢者を支えるというフローの経済になっています。世代間の不均衡も大きな問題です。こうした状況を踏まえて、本市が一定の行政水準を維持していくために今後最低限必要なニーズは何なのか、その財源を工面できるのか、極めて憂慮されます。まず、本市は、医療や保健、福祉のニーズが増大します。また、道路の舗装や橋りょうのかけかえ、耐用年数を超えた建物の改築、さらに南海巨大地震に備えた災害対策など、市民生活に欠かせない行政ニーズが山積しております。一方、歳入においては、長期的に市税等の減収傾向、また合併による恩恵が薄れて、地方交付税の減額、合併特例債の枠をほぼ使い果たすなど、何ら明るい兆しが見えてきません。

今回の質問は、財政冬の時代を迎えて、緊急に対応が必要な課題を5問取り上げ、伺ってまいります。

第1問は、投資的な事業を行う財政的余力についてです。

ご存じのように、本市は4町が合併してから13年が経過しました。この間、新庁舎の建設、ケーブルネットワークの整備、給食センター、アエルワの建設、認定こども園の整備等によりまして、阿波市の形がおおむね整い、一段落したところですが、今後は、これらのハード面を活用し、ソフト面の充実を目指して、難しい局面ではありますが、次のステップへ踏み出すときを迎えています。

振り返りますと、ここまでハードが整備できたのは、合併特例債等の国の財政支援のためのものであります。

そこで、1点目は、本市に与えられた合併特例債の限度枠198億470万円のうち、既に使用済みの額は幾らですか。また、未使用の額は幾らあり、そのうち使用目的を見込んでいる事業は何があるのか、お伺いします。

2点目は、合併優遇措置の地方交付税の上積み分についてですが、この件については、先ほど笠井議員の説明と重なりますので、省略させていただきます。

3点目は、自主財源が3分の1に達しておらず、本市の財源は窮屈な状況が続いています。今後における年間の投資的経費は、財源を考えた上で、どの程度と見込んでいますか。おおむねの額を伺います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、川人敏男議員の一般質問の1問目、投資的事業についてご質問をいただいております。順次お答えを申し上げます。

まず1点目、合併特例債の使用済みの額は幾らか、また未使用の額は幾らあり、そのうち使用目的を見込んでいる事業は何であるかについてお答えを申し上げます。

初めに、合併特例債には、合併した自治体ごとに活用限度額が設定されておりまして、本市におきましては、全体で約222億円となっております。その内訳といたしまして、議員ご指摘の資本整備に約198億円、基金造成に約24億円となっております。

議員ご質問の合併特例債の発行額につきましては、これまで予算化しているものを含めますと約145億円、活用率にいたしまして73.2%でありまして、残り約53億円が活用限度額となります。その約53億円のうち、今後活用を計画している事業の主なものといたしましては、土成図書館・公民館改築事業、認定こども園整備事業、旧阿波市役所利活用改修事業、上水道施設整備に伴う出資事業、主要幹線道路整備事業などであり、あくまでも現在の計画額ではありますが、総額で約28億円を見込んでおります。活用限度額の残額といたしましては、約25億円を予定しております。これら計画している事業につきましては、現在の活用期限である平成32年度を踏まえた計画としております。

今後の見通しといたしましては、現在のところ、平成33年度以降の事業計画は策定しておりませんが、市民生活に直結する水道、道路等のインフラ整備を初め、市の将来にとって真に必要な施策を計画に盛り込んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

続いて、今後投資的経費はどの程度確保できるのかについてであります。初めに議員ご指摘の投資的経費につきましては、毎年示される国の地方財政計画や国県支出金の採択による予算配分に特に影響を受けやすいものでありますので、今後の社会経済情勢により、投資的経費の見込みは変動することもありますので、この点ご了承いただきたいと思います。現在のところ、平成29年度決算や今後の財政見通し等を踏まえ、平成35年度までの中期財政計画を策定中であるため、あくまでも概算ではございますけれども、年平均で約22億円から25億円程度を見込んでおります。また、財源につきましては、国県支出金や合併特例債などの有利な財源を活用した上で、計画的に事業し、これまで同様、財政の健全性を維持してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろ

しくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 第1問につきましては、まだ活用限度額が25億円おありという答弁がございましたので、貴重な財源なんで有効に活用していただけたらと思います。

2番目の予定しておりました地方交付税の上積み分、これが33年度から7億8,000万円と、かなり大幅に減りますけれども、これを埋め合わせる歳入は非常に難しいのではないかと思います。したがって、歳出のほうでやりくりせざるを得ない状況になるのではないかと思います。窮屈な状況ですけれども、うまく財政運用していただけたらと思います。

それから、今後の投資的経費は22億円から25億円程度見込んでいるというご答弁をいただきました。しかし、橋りょうのかけかえ、老朽化した学校等の改築を考えると、直ちに5億円、10億円単位の経費が必要になります。道路の補修、建物の補修等に要する経費は、窮屈になります。まして、南海トラフ巨大地震が発生した場合は、お手上げになるのではないかと思います。今から知恵と工夫を絞って、そういう対処の方法も考えていただけたらと思います。

これで、第1問を終わります。

第2問は、行政改革についてです。

行政改革は、平成18年3月に行財政改革大綱及び集中改革プランを策定し、効率的な行財政運営に取り組んできました。合併後の平成18年度から平成21年度までの4年間では、職員数の削減で13億円、管理経費の見直し、補助金の整理、合理化等で18億円の減額、主として合併による効果でないかと思います。このほか、民間への業務委託により3億円の削減を図るなど、総額で40億円の財政効果をもたらしており、市のご努力を評価します。しかし、近年は、平成27年に5,900万円、平成28年に1億1,000万円削減と、マンネリ化し、足踏みの感がします。一方、例えば長寿祝い金は、平均寿命が女性が87歳、男性が81歳ですが、その平均寿命以下の77歳から長寿祝い金を支出しています。これが適正な政策なのかどうか、スピーディーに対処する必要があります。

そこで、1点目は、時代に即応した行財政運営を図るため、マンネリ化した行財政運営に今後どのような取り組みを考えていますか。

2点目は、政策全体をシビアに見直し、行政の原点に立ち返り、メスを入れる必要があります。行財政改革の重点事業として政策の見直しに取り組む考えはありますか。

3点目は、情報技術の進展は、人工知能がプロ棋士を負かしたり、I o Tによる利便性の向上を見るまでもなく、目覚ましいものがあります。本市でも、情報技術を活用して事務事業の効率化、サービスの向上を図るため、仮称ではありますが、情報技術活用検討会を設置してはいかがかと提案します。今後の行政改革にも大いに役立つと思います。

4点目は、情報化時代を切り開くために、例えば情報技術をマスターした学生の採用など、市職員に情報技術を担える人材を確保することが先決です。現状にどのようになっていますか。

以上4点をお伺いします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の一般質問の2問目、行財政改革についての1点目、行財政改革に今後どのように取り組むのかについてお答えを申し上げます。

本市の行財政改革につきましては、平成18年3月に行財政改革大綱及び集中改革プランを策定以降、職員数の適正化、組織や事務事業の見直しなど、行政全般にわたる改革に取り組んでまいりました。その結果、第1次期間の効果額は約40億円、第2次期間の効果額が約16億円となっており、大きな効果があったと考えております。平成27年度からは、行財政改革の第3次期間に入っており、今後の取り組みといたしましては、現在市内6保育所、6幼稚園を統合し、6つの幼保連携型認定こども園として整備を進め、管理経費の削減に取り組んでおります。そのうち、柿原、市場、久勝、林の4園につきましては民間移管することを決定するなど、今後においてもさらなる民間活力の導入を推進してまいります。

また、平成30年3月に策定をいたしました阿波市公共施設個別管理計画に基づき、耐用年数のある未使用施設を利活用し、民間等へ貸し付けを行い、自主財源の拡充を図るとともに、施設の集約化等を計画的に実施をいたしまして、維持管理コストの低減に努めてまいりたいと考えております。

そのほかにも、現行制度の見直しによりまして、今議会定例会にも提案させていただいております、先ほど議員からもご指摘がございました、長寿祝金支給事業の見直しにより、新規事業であります、高齢者を含めた交通弱者対策であります地域公共交通事業の財

源に活用することや自主財源確保のため、ふるさと納税の推進、市税等の徴収強化や未使用財産の売り払い等、今後取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の一般質問の2問目、行財政改革についての2点目から4点目まで順次答弁させていただきます。

最初に、2点目の政策全体を行財政改革の視点から見直す考えはあるかについてお答えさせていただきます。

本市では、これまで最上位計画でございます阿波市総合計画をもとに、さまざまな市政課題に取り組んでまいりました。とりわけ行財政改革につきましては、将来世代に負担を残さないことを基本に、事務事業の見直しや民間活力の導入、職員数の抑制などを行いながら、持続可能な行財政運営の確保に努めてきたところでございます。一方、我が国全体が、本格的な人口減少、高齢化社会の到来に直面しており、本市においても、将来的な税収等の確保や社会保障経費の増加、公共施設の老朽化対策など、行政経費の増加が想定されます。このような状況下におきましても、平成29年度からスタートした第2次阿波市総合計画に基づく、市民のための、将来のための重要施策は、その実現に向けて推進していく必要があると考えております。

議員ご指摘の政策の見直しにつきましても、先ほども企画総務部長よりご答弁申し上げましたが、現在のところ行財政改革の第3次期間中であり、この第3次期間も平成31年度には終了いたします。引き続いて第4次期間が平成32年からスタートするため、平成31年度中に第4次行財政改革大綱及び集中改革プランを策定する予定としております。この策定過程において、これまでの効果検証を再度行う中で見直す施策等については見直し、また新たに取り組むべき施策等についても、市の将来を見据え、研究、検討した上で、盛り込んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、今後も本市の行財政改革については、新たな政策等を見込みつつ、また財政の健全性を維持しながら、市の総合計画の実現を支えるための強固な財政基盤の構築が必要であります。そのためには、事務執行の最適化を図りながら、市民サービスの質の向上に向け、職員一人一人が主体的に考え、組織として実行する工夫の改革へと深化しなければならないと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

続いて、3点目について答弁させていただきます。

情報技術活用検討会（仮称）を設置してはいかがについて答弁させていただきます。

議員も言われましたように、IT、情報機器、IoT、物のインターネット、ICT、情報通信技術の進歩が目覚ましく、私たちの生活の中に大きく入り込んできております。私たち自治体の業務に関しましても、IT、IoT、ICTなどの必要性が不可欠なものになってきております。

昨今注目を集めている情報技術の中に、RPA、ロボティック・プロセス・オートメーションがあり、全国の自治体においては、茨城県、大阪府、京都府、愛知県などが、事業者とともに、導入に向けた実証事業を行っております。また、徳島県においても、4月にRPAを活用した会計事務自動化実証事業を実施すると新聞報道がありました。RPAとは、人事、財務、法務、経理等の内部における頭脳事務、労働業務など、これまで私たち人間が手作業で行ってきた仕事をルールエンジンやAI機能によって、認知技術を取り入れたロボットに代行してもらうことにより、業務の大部分における自動化や効率化を図る取り組みのことで、企業への導入が今進んでおります。

この質問にありました情報技術活用検討会、仮称ではございますが、これにつきましては、平成29年の第1回市議会定例会において川人議員よりご提案をいただき、平成29年4月28日に庁内の若手の電算関係職員を中心とする、情報通信技術の活用による市民サービスの向上及び行政事務の効率化等に係る調査及び実施に関する事項を協議し、情報化の適正かつ効率的な推進を図るための組織として阿波市ICT推進会議を設置したところであります。この会議では、インターネット分離における検討についての協議やセキュリティ研修なども行い、今後もこの会議を積極的に活用してまいりたいと考えております。

また、本年8月には、先ほど述べました事務改善を目的としたRPAセミナーが高松市内で開催され、企画総務部、市民部より計3名の職員が出席し、最新情報技術における事例などをもとに、知識の習得に努めたところであります。

議員の提案にありますとおり、事務事業の効率化、市民サービスの向上を目指しながら経費削減につながるシステム等について、既存の阿波市ICT推進会議を活用し、研修等を行い、行財政改革の推進に今後努めてまいります。

次に、4点目の質問について答弁させていただきます。

情報技術出身の職員は何人採用しているのかとの質問についてでございますが、阿波市におきましては、現在企画総務部の契約管財課において情報システム担当として2名の職

員を配置しており、市役所内の電算関係のシステムの管理運営を行っております。この2名については、長期間の市の情報システム担当者としての経験があり、情報化技術を担える適任者と考えております。また、各部局において独自に情報システムを導入しているシステムもありますので、これらのシステムについても、契約管財課の情報システムの担当と協議の上、管理運営を行っているところでございます。

次に、人材の育成として、先ほども申し上げました、阿波市の職員で電算担当経験者や各種のシステム担当者で構成した、阿波市ICT推進会議を活用し、専門的な知識、技術を向上させ、情報通信技術による市民サービスの向上を図るとともに、情報化技術を担える職員の人材育成にさらに努めていきたいと考えております。

また、職員の採用につきましては、市民サービスの維持と職員数のバランスに留意しながら、必要に応じて計画的に募集、採用を実施しております。採用職種として情報技術等の職種の募集は実施しておりませんが、今後情報技術を学んだ職員を把握し、その情報技術を学んだ職員の能力を十分活用できるような組織づくりに努めてまいりたいと考えております。さらには、情報技術以外にも専門性、有資格要件など、地方行政の高度化、専門化する課題に対し、行政サービスの維持発展をさせるための職員の能力向上を図る必要があるため、職員研修等を充実させてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 川人議員にお願い申し上げます。

質問内容のほうから、時間の都合上、2番の行政改革までを午前中といたしていただき、第3の電気料金については昼からの質問でよろしいでしょうか。

○9番（川人敏男君） 結構です。

○議長（森本節弘君） それでは、行政改革についてを午前中でまとめていただきたいと思います。

川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 第1問目のマンネリ化した行財政改革に今後どのように取り組むかという問題については、民間委託のほうで成果を上げているようでございますけれども、今後は情報技術の活用など、創意工夫の幅を広げて取り組んでいただけたらと思います。

第2点の行財政改革の視点から、政策の見直しをしてはいかがかということについてでございますけれども、市みずから行うという答弁でありました。

私は、政策のスクラップ・アンド・ビルドを行うために、政策評価見直し委員会的なものを立ち上げることを提案しているわけです。その中に、市民の代表者に参画していただき、市民目線による政策の評価、見直しを行ってはいかがかと申し上げているんです。再度ご検討いただくようお願いしておきます。答弁は、結構です。

次に、情報技術活用検討会についてなんですけれども、実は昨日藤本議員が、情報化社会の中で子どもの情報教育がいかに大切かを強調しておられました。私も、市民サービスの向上、行財政改革の中に、データの処理技術の活用を図っていくことが極めて重要であると認識しています。そのために、こういう技術の検討委員会等を設けて、研さんしていただけたらと思います。

4点目の情報技術の出身の職員についてのところでコメントをします。

本市では、情報システムを長期間経験した職員が対応しているという答弁がありました。しかし、今後情報化時代に向け、データ処理技術の活用を進めるために、経験を積むだけでは限度があります。情報技術をマスターした職員の採用をお願いします。未来への投資ということは、言いかえれば、未来を担う職員への投資と考えます。私は、議員となって4年余りになりますが、この間、建築士や情報技術職員の採用を何度となく申し上げてきましたが、言いわけめいた答弁ばかりで、結果が出ておりません。本気で取り組む姿勢はゼロです。昨日、後藤議員が、八幡小学校のブロック塀が建築基準法施行令に違反しているという指摘がありました。こんな単純なミスも、専門職員を採用してないために発生した事故でないかと思います。専門職員の採用について、今後どのようにお考えして実現されていくか、再問いたします。

○議長（森本節弘君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の再問について答弁させていただきます。

今まで川人議員が提案いたしまして、採用すると言いながら結果を出してないとのことですが、議員からは、過去に専門スタッフ採用等についてご質問をいただき、このことについては重要な課題であると認識しております。また、建築士の採用につきましても、職員採用試験を平成23年度より行っており、これは毎年ではございませんが、今年度においても1名の建築士の採用募集をしたところ、試験はこれからでございますが、こういった募集の中に組み込んでおります。こういったことで、募集の結果、申込者が全くいない年度もありました。また、平成27年度の採用試験においては、1名の職員を採

用し、阿波市に入庁後、国家試験を受験して建築士の資格取得に至っている職員もおります。また、さらなる資格取得をその職員については目指しているところがございます。さらに、一級建築士の資格を持つ非常勤の嘱託職員を契約管財課に1名、また教育総務課に1名任用し、その職員に指導を仰ぎながら、現在事業を実施しているところがございますが、建築士以外においても、専門性、有資格要件など、行政サービスを提供する上で必要となる業務がふえてくると認識していることから、今後におきましては、調査研究を行いながら必要な人材確保に努めていきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 今、副市長から再問にお答えいただきました。

今後とも、専門職員の採用は緊喫の課題であると、このように思いますので、ぜひとも採用に向けてご努力いただけたらと思います。

○議長（森本節弘君） よろしいですか。

○9番（川人敏男君） はい。

○議長（森本節弘君） それでは、暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（森本節弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

川人敏男君の一般質問を続行いたします。許可いたします。

川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 第3問は、電気料金について伺います。

電気料金を切り詰めることも行財政改革の一環です。ご承知のように、平成28年4月以降は、電気の小売業への参入が全面的に自由化されております。電力の自由化によって電気料金に競争原理を導入し、従来の四国電力一辺倒から、消費者が電気料金を比較し、安い会社を選べます。この電力自由化の中で、新電力と呼ばれる新しい電力会社が立ち上がっています。県内では、鳴門市が電気料金を入札し、新電力、株式会社F-Powerが割安な価格で落札していると伺っております。県内8市のうち7市は、従来どおり四国電力と契約しております。ところが、市それぞれにキロワット当たりの単価が異なります。本市の場合、年間の使用電力量は70万4,000キロワット、電気料金は1,7

44万円で、1キロワット当たりの単価は24円77銭となっています。お隣の美馬市の場合、年間使用電力量は102万4,000キロワット、電気料金は2,169万円で、1キロワット当たりの単価は21円19銭となっています。

そこで、1点目は、本市が美馬市より17%も高く電力料金を支払っています。なぜこのような差が出てきたのか、お伺いします。

2点目は、庁舎とアエルワは、キロワット当たりの単価は同じですが、市と指定管理者がそれぞれ使用料に応じて電気代を負担しています。しかし、受電設備を共有しているため、電気料金の区分が不明瞭で、経営を委託している指定管理者制度の趣旨に反しています。別々に受電設備をなぜ設置できないのか、その理由を伺います。

3点目は、最少の経費で最大の効果を上げるために、電気料金を新電力に切りかえるお考えがあるかどうか、お伺いします。

4点目は、全ての小・中学校は、昨年8月末よりエアコンの使用を開始しているので、大幅に電気使用量はふえたと思います。平成28年度と比較して、電気使用量、電気代金がどの程度ふえていますか。

5点目は、新電力を使っている鳴門市の29年度の小・中学校の年間使用電力量及び電気料金は幾らになっていますか。また、1キロワットの単価は幾らですか。

以上5点をお伺いします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の一般質問3問目、電気料金について5点ご質問をいただいております。企画総務部からは、1点目から3点目までお答えを申し上げます。

まず、1点目、本市が美馬市より17%も高く電気料金を払っているのかについてお答えをいたします。

まず、電気料金につきましては、基本料金と電力量料金により算定をされます。この電気料金のうち、電力量料金は、1カ月に使用した使用電力量に料金単価を乗じて算定いたします。一方、基本料金につきましては、基本料金単価に30分ごとの最大需要電力、いわゆるデマンド値を乗じて決定されることから、施設ごとに違いが生じてまいります。

本市は、庁舎とアエルワを1需要場所として契約しており、これまでの電気機器の使用抑制や稼働制御等を行った結果、デマンド値が小さくなり、本年6月から契約電力を変更しております。この変更によりまして、1キロワット当たり使用単価で1円41銭の削減

となりました。さらに、本年8月からは、庁舎や小・中学校等の高圧受電契約にて四国電力より受電している49施設について、契約電力の一定割合を四国電力から受電することを担保に、電気料金を割引いただくことになりました。この割引によりまして、庁舎分で1キロワット当たり1円11銭の削減効果が見込めることとなりました。これらの効果によりまして、本市は、24円77銭の単価から2円52銭削減され、22円25銭となっております。議員ご指摘の美馬市との1キロワット当たり単価差が17%が、70%圧縮されまして、5%の差ということになってございます。1キロワット当たり単価を比較いたしますと、年間使用量が多いほど単価は安くなる傾向にありますが、年間の電気料金につきましては、本庁舎の年間使用量を抑制しているため、他市と比較しても決して高い金額ではないと考えております。

今後におきましても、節電節水に取り組むとともに、電気契約の見直し等により、光熱水費削減に努めてまいります。

続きまして、2点目、庁舎と指定管理者制度に出しているアエルワは、受電設備を共有している。別々に受電設備をなぜ設置できないのかについてお答えを申し上げます。

まず、受電設備につきましては、電気供給条件において、1建物をなすものは1建物を1需要場所とするとされておりまして、すなわち1建物1引き込みとなります。庁舎とアエルワのように、別の建物であっても、連結されている場合は、1需要場所と見るようになります。こうしたことから、庁舎とアエルワの電気につきましては、庁舎に1受電設備を設置して、庁舎とアエルワに供給しております。電気料金の支払いに当たりまして、アエルワが指定管理者制度により管理しており、電気料金を負担することとしているため、庁舎、アエルワ、それぞれの使用電力量が明確に把握できるよう個別にメーターを設置いたしまして、使用電力量に応じた電気料金を負担をしております。この個別メーターにより、アエルワの中でも舞台照明や厨房機器等といった区分でも使用電力量を把握することが可能でありますので、指定管理者の努力による節電対策も可能となっております。仮に、別の建物として庁舎とアエルワで別々に受電設備を設け、それぞれに受電した場合には、イニシャルコストとして、それぞれに受電設備が必要となり、コスト高となります。また、ランニングコストの面でも、電気料金でオール電化割引の適用を受けておりまして、この適用条件として、夜間に電気を蓄熱して、昼夜使用する蓄熱調整契約の適用があること、厨房機器に電気機器を使用する電化厨房契約の適用があること、またさらに給湯、厨房設備及び冷暖房設備等の熱源を電気により賄うことの3条件により適用されるこ

ととなります。この3条件のうち、蓄熱調整契約と電化厨房契約は、アエルワの食堂に関する電気供給に関するものでありますが、割引の対象は全体の基本料金と電力料金の合計から各種割引を除いた額が割引対象額となり、割引対象額の5%がオール電化割引額となります。そのため、別々に受電することとした場合には、アエルワにはオール電化割引の適用は受けられるものの、庁舎では適用が受けられないといったことになり、年間約75万円の電気料金が上乗せして必要となります。このように、電気供給条件やライフサイクルコストの面から、現在の1受電とし、庁舎、アエルワそれぞれの使用電力量が把握できる、個別にメーターを設置した上で受電を行ってまいります。

続きまして、3点目、電気料金を新電力に切りかえる考えはあるのかについてお答えを申し上げます。

本市の電気料金につきましては、平成28年4月からの電力小売全面自由化もあり、電気料金のあり方について検討を進めてまいりました。防災拠点や避難所となるような庁舎や小・中学校等の高圧受電の施設につきましては、安定的な受電が見込め、さらには被災後の復旧実績を考える必要があります。同様に、高圧受電している施設を加えた49施設の合計契約電力の一定割合を四国電力から受電することを担保に電気料金の割引をしたところ、49施設の平成29年度電気料金は約2億1,800万円でありましたが、今回の割引によりまして、年間960万円の電気料金削減効果を見込んでいるところでございます。一方で、高圧受電契約以外の低圧受電している電気料金につきましても、さらに割引となるよう、引き続き調査、検討を行っているところであります。これまでの調査の結果、資源エネルギー庁によると、全販売電力量に占める新電力のシェアは、2016年4月は5%だったものが、2018年1月時点では約12%となっております。一方で、新電力の事業縮小等の事例が見られるようになり、2018年1月、2月には、新電力から大手電力への切りかえが年間10万件以上発生しており、その約40%が新電力から大手電力に切りかえている状況であります。ライフラインである電気は、安価に調達できることは重要な要素ではありますが、公共施設の場合、災害時においては防災拠点や避難所の機能を有する施設もあり、安定的に、継続的に供給できるということも重要な要素でありますので、そのことから、長年の実績のある四国電力が、信用力、安定力があることから、選定をいたしたところでございます。現在、電力業界はさまざまな動きがあり、今後その動向も見ながら、さらに新電力や他市町村の動向も見きわめ、財政面、安定供給の両面から引き続き検討を行い、光熱水費の削減に努めてまいりたいと考えておりま

す。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 妹尾教育部長。

○教育部長（妹尾 明君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員からの電気料金についての4点目と5点目について答弁をさせていただきます。

最初に、4点目の小・中学校はエアコンの設置に伴い、電気使用量、電気代金はどの程度ふえているのかについてのご質問でございますが、阿波市内の全小・中学校において昨年の2学期からエアコンが稼働いたしました。これに伴う小学校の電気使用量でございますが、平成28年度は71万247キロワット、平成29年度は71万6,591キロワット、比較いたしますと6,344キロワット、約0.89%の増加となっております。また、中学校の電気使用量は、平成28年度は50万6,140キロワット、平成29年度は52万7,839キロワット、比較いたしますと2万1,699キロワット、約4.29%の増加となっております。電気使用量の合計は2万8,043キロワット、約2.31%の増加となっております。

続きまして、小学校の電気料金でございますが、平成28年度は1,772万4,150円、平成29年度は1,976万9,175円、比較いたしますと204万5,025円、約11.54%の増加となっております。また、中学校の電気料金は、平成28年度は1,373万3,658円、平成29年度は1,497万8,765円、比較いたしますと124万5,107円、約9.07%の増加となっております。電気料金は、合計329万132円、約10.46%の増加となっております。しかし、これらの増額の要因には、社会教育施設である体育館とグラウンドの夜間の照明も含まれています。

次に、5点目の新電力を使っている鳴門市の小・中学校の電力量、電気代金は幾らかのご質問でございますが、鳴門市に問い合わせをいたしましたところ、市長部局で一括契約していることから、小・中学校だけの年間の電力量及び電気料金を提示するのは難しく、把握できていませんとのことでした。

近年、地球温暖化等による気温の上昇は著しいものがあり、児童・生徒の学習能率や健康面への影響が懸念されております。このような中、児童・生徒が集中して学習に取り組めるような適切な環境を確保するためにもエアコンは必要であり、その電気の使用量は増加傾向にあります。教育委員会といたしましては、適切な学習環境を整えるとともに、経費節減については市長部局と連携を密にして、最少の経費で最大の効果を上げるよう検討

していきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） まず、1点目についてですけれども、今年度交渉して、年度途中から美馬市に近い金額に変更になりました。しかし、かえりみれば、今まで長期間にわたり年間約300万円美馬市より多く支払ってきました。こういうことを放置してきたことは、市の怠慢としか言いようがありません。

2問目は、別々にメーターを設置しているので、了解します。

3点目ですが、市長は絶えず最少の経費で最大の効果を上げることが信条としております。しかし、新電力に切りかえないとの答弁であります。どんなリスクがあるのか、もう一つすっきりわかりません。現に、災害に遭った場合、電力会社や新電力、ともに送電線は同じものを使っていますから、停電するときにはどちらも停電します。新電力のリスクは、それ以外にどういうふうなところがあるのか、改めて新電力を導入するかどうか、市長に答弁を求めます。

○議長（森本節弘君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の最少の経費で最大の効果を上げるために、電気料金を新電力に切りかえる考えがあるかについて答弁します。

企画総務部長の答弁で申しましたとおり、庁舎に関して最大需要電力を抑制することによりまして、6月から年間150万円を削減することができました。また、電力自由化を踏まえまして、四国電力と割引交渉を行った結果、本年8月より新規割引として、49施設全体額で年間約960万円の削減が見込まれ、あわせて市施設全体で年間約1,100万円の削減ができることが予定されております。

市民に対し、行政サービスを提供する大前提としまして、電力は必要不可欠であり、途切れることなく、有事の際にも復旧に実績があり、安心・安全な供給が受けられることが重要となります。特に、災害時の防災拠点や避難所となる施設については、機能継続が求められます。これまでの交渉により大幅な電気料金の削減が見込まれることや安定した電力供給を考えた場合、自前の発電設備を持ち、実績があることなども考慮し、四国電力を継続して使用することといたしました。

なお、災害拠点、避難所等以外につきましては、電気料金の削減効果を重視し、新電力

導入を視野に入れまして検討を進めているところでございまして、施設ごとの機能や特性に合わせ、最適な電力の導入を図り、効果的、効率的な行政運営に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 災害時に、そういった非常時の電気を蓄電するには、やっぱり蓄電施設、それを備えなんだから、いかに災害に対して守ろうとしても守れないんじゃないかと思っておりますので、そういうところの多方面からご検討をいただけたらと思っております。

それから、教育委員会については、昨年の2学期からなんですけれども、約10%程度ふえております。しかしながら、小・中学校へのエアコンの設置ちゅうんは、学習効果を上げるために設置したものでありますから、これぐらいの負担はやむを得ないものと私は考えております。とりあえず、学習効果の上がるような措置を講じていただければと思います。

続いて、4問目に移ります。

第4問は、広域行政の組織であります一部事務組合の問題を取り上げました。この決着が、今後の市民サービス、財政運営に極めて大きな影響を及ぼすからであります。

私は、昨年12月議会で、先送りすればするほど事態は悪化します、緊急に手を打つ必要があると警鐘を鳴らしました。ところが、トップのスローモーな対応に厳しい現実を突きつけられました。ご承知のように、阿波市、吉野川市、神山町、上板町が市の汚泥処理に広域で取り組んでいる阿北環境整備組合から吉野川市が突然脱退を表明しました。核心部分に迫って質問を続けます。

吉野川市は、公共下水道や集落排水の整備を進め、市の汚泥の搬入量が減少しているため、運営負担金を人口割80%、均等割20%から、搬入量を加味した負担とするよう申し入れがありました。ところが全く反映することなく、10年間も放置したことが脱退の大きな理由と漏れ聞いております。この背景には、管理者である前野崎市長、現藤井市長が慇懃無礼な態度をとり続けた結果、吉野川市が相当立腹してきたことは間違いのないところだと思います。そして、このたび脱退の決意をしました。一方、本市は楽観的な見方をしていたのではないかと思います。つまり、吉野川市でのし尿処理施設の新設は難しいと、たかをくくっていたこと、またトップ同士がコミュニケーションを疎かにしていたこと、そして何よりも情報分析力が甘かったことに尽きると私は考えています。トップは、先見性を磨き、幅広い人脈の高いアンテナから絶えず情報を得る姿勢が必要です。いずれにして

も、本市は、俗な言葉で失礼ですが、吉野川市に愛想を尽かされ、その上、運営負担金の増額を余儀なくされ、さらに信用失墜を市内外にさらけ出してしまいました。真摯で誠実な態度、謙虚さを忘れた代償は、余りにも大きいと思います。これには、レッドカードを出しておきます。

そこで、1点目は、運営負担金の割合が、人口割80%、均等割20%から、人口割55%、均等割5%、搬入量割40%に、いつの間にか変更されております。こんな重要な案件が組合議会で正式に議決されておられません。この経緯と今後の対応について答弁を求めます。

2点目は、吉野川市が脱退した後、1市2町の運営負担金は年間でそれぞれ幾らになりますか。

3点目は、現在の処理施設は、稼働から33年が経過しています。全国の類似施設の状況を勘案して、改築時期は何年後ぐらいになりますか。また、所要経費及び本市の負担分の概算は幾らになりますか。

以上3点をお伺いします。

○議長（森本節弘君） 三浦市民部長。

○市民部長（三浦康雄君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の質問4番目、阿北環境整備組合についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の運営負担金の割合が組合議会で正式に議決されていない、どう対処するのかについて答弁させていただきます。

阿北環境整備組合は、昭和39年に、阿波町、市場町、鴨島町、美郷村、川島町、山川町の5町1村により、阿波麻植環境整備組合として発足。発足後、吉野町、土成町、神山町、上板町が加入し、さらには市町村合併を経て、現在は2市2町で運営を行っております。

ご質問の各自治体の運営負担金の割合の算出は、昭和51年の組合議会におきまして、人口割80%、均等割20%を基準とすることとし、組合議会で議決されました。その後、鴨島町については、公共下水処理を行う人口が徐々に増加したため、昭和58年に2,098人、平成10年に7,113人を人口割から除外する負担割合の見直しを2回にわたり組合議会に提案し、承認をいただきました。しかしながら、吉野川市は、公共下水や集落排水の接続件数が増加し、阿北環境整備組合へのし尿の搬入量が減少していることから、平成22年に人口割80%を全て搬入量割に変更する提案がありまし

た。このため、搬入量割の導入を視野に入れ、平成23年8月に搬入量を計測するトラックスケールを設置いたしました。その後、平成23年10月の課長会において、吉野川市からは、新たに搬入量割75%、均等割25%に変更する提案がありましたが、この案は、負担割合の少ない2町の負担が急激に変化することから、議論を重ね、平成26年度に、組合事務局から激変緩和案として、人口割55%、搬入量割40%、均等割5%の提案があり、協議してまいりました。また、搬入量割導入に欠かせない正確な搬入量を測定するため、平成27年度からは、各清掃業者のバキューム車の重量をはかり、1年間搬入量の計量を行うなど、搬入量割導入に向けて準備を進めた結果、平成29年度の組合幹事会におきまして、激変緩和案である人口割55%、搬入量割40%、均等割5%をもとに算出した平成30年度予算案が承認されました。この負担金の変更については、平成30年2月28日開会の組合議会において説明を申し上げ、平成30年度当初予算として議決をいただいたところです。

なお、今後は、万全を期するため、重要事項につきましては議案審議し、組合議会で議決いただくよう提案してまいります。

次に、2点目の吉野川市が脱退した後の1市2町の運営負担金は幾らかについてでございますが、平成30年度当初予算を参考に試算をしてみますと、各市町の負担は、阿波市が負担割合65%、1億1,160万円で、約4,090万円の増、神山町が負担割合13%、2,230万円で、約900万円の増、上板町が負担割合22%、3,780万円で、約1,300万円の増を予想しております。

次に、3点目の現施設の改築時期は何年後ぐらいになるか、所要経費の概算及び本市負担金は幾らになるのかについてでございますが、現在のし尿処理施設は、昭和60年3月の竣工から27年目を迎えた平成23年に大規模改修による施設延命化を選択し、継続して運用することを組合議会に報告し、平成24年度から施設延命化工事を行い、現在まで大きな故障などの問題もなく運用をしております。

全国的にも、老朽化した施設を延命化する傾向にあり、例えば静岡県湖西市では、昭和39年竣工、平成28年改修、高知県高吾北広域組合では、昭和41年竣工、平成27年改修など、本市施設より古い施設の延命化が図られているところでございます。いずれ、次期施設の建設計画も協議しなければならない時期が到来するため、建設基金の準備、また周辺対策、地元自治会対策等についても怠らないよう、万全を期してまいります。

阿北環境整備組合におきましても、引き続き長寿命化に向け、十分議論を重ねるととも

に、本市といたしましても、引き続き市民の安全、快適な生活環境の維持を第一に考え、しっかり対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 吉野川市との経緯については、るる説明していただきましたが、残念な結果に終わっております。

第1問のいわゆる人口割55%、搬入割を40%、均等割5%に変更した。これは、地方自治法287条に、一部事務組合の経費の支弁の方法は、組合の規定を設けなければならない、規定を設けるということは、きつちりと議案で議決しなければならないということなんで、早急に議決するようにはしていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

また、吉野川市が脱退後の1市2町の負担分で、阿波市は約4,000万円も増加するようになっております。やはりこれも残念なというか、本市の読み誤りがこういう結果になってきたということなんで、以後はきちんとやっていただくように指摘しておきます。

それから、阿北環境整備組合、これは33年経過しておるので、改築時期が迫っているのかと思います。それに備えて、周辺住民の方の心を心として誠実に対応していただけたら、要望しておきます。

第5問は、阿波市、吉野川市、上板町、板野町が広域で取り組んでいるごみ処理に関し、吉野川市が広域環境施設組合からも脱退の意思を固めた問題についてです。

吉野川市は、広域処理負担金が割高なことや改築時期を迎えた施設の建設計画が一向に進展しないことを主な理由としています。もとより、このような巨大プロジェクトは、管理者で総括責任者である阿波市長が先頭に立ち、汗をかかなければ、前へ進みません。一方、本年度の予算に改築に向けた経費が組み込まれておりません。新しい施設、改築への取り組みに実質的に何ら手をつけずに数年が経過、努力の足跡がうかがえません。残り6年間で新しい施設を改築しなければ、周辺住民との約束は果たせません。既にタイムリミットは過ぎております。この一連の問題もレッドカードを出しておきます。

そこで、1点目は、吉野川市が脱退を表明してから3カ月目を迎えています。水面下で諸準備を急がれていることと思っております。そこで、実効性のある全体スケジュールをお示しください。

2点目は、前回の建設費が約87億円でしたが、今回は概算でどの程度を見込んでいま

すか。また、1市2町の建設費の負担割合はどのように考えておられますか。

3点目は、ごみ焼却施設は何十年に1度のプロジェクトです。今のような平常時のままの組織体制では、前へ進めるのは無理です。このため、副市長クラスの専門の責任者を張りつける考えはあるか、市長に伺います。

以上3点です。

○議長（森本節弘君） 三浦市民部長。

○市民部長（三浦康雄君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の質問5番目、中央広域環境施設組合についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の次期施設建設のスケジュールを伺いたいについて答弁させていただきます。

中央広域環境センターは、平成17年8月の正式稼働開始から、本年8月をもって13年が経過し、14年目に入っておりますが、これまで大きな機器の故障もなく、安定稼働を続けております。一方で、建設当時地元と交わした施設の稼働期限20年の協定については、構成市町において十分認識していただいているところであり、この協定を遵守するため、平成29年第2回中央広域環境施設組合議会において、新施設の建設に向けた中央広域環境施設組合一般廃棄物処理施設整備基金条例が制定されました。また、昨年10月の担当課長会や幹事会において、次期施設の建設候補地について協議を開始するとともに、ごみ処理基本方針や施設整備に関する計画等を取りまとめた、一般廃棄物ごみ処理基本計画を本年3月に策定し、中央広域環境施設組合のホームページに掲載しており、その中で、次期ごみ処理施設のスケジュール案をお示しさせていただきました。

具体的なスケジュールでございますが、平成30年度に建設候補地の選定、平成31年度に地元協議を実施、平成32年度に測量地質調査、各種許可申請、生活環境影響調査及び工事基本設計、実施設計を開始、平成34年度から建設工事を開始し、平成37年7月完成を見込んでおります。

次に、2点目の改築に要する経費はいかほどか、1市2町の負担割合はどのように考えているかでございますが、現焼却施設の処理方式は、ガス化改質方式を採用しておりますが、全国的に見ますと、処理方法は、建設コストが低いストーカ方式が近年の主流となっており、次期施設につきましては、処理方式の選択とあわせ、改築費用について検討を行ってまいります。

また、1市2町の負担割合につきましても、今後3市町の協議を進め、ある程度方向性

が定まった時点で議会にお諮りしたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） まず、全体のスケジュールについてですけれども、今ご説明がありましたスケジュールは、これ6年ちょっとで完成させるということの説明がありました。実は、私は、昨年度改築した2つの施設を見学してきました。1つは、福岡都市圏南部事業組合で、福岡市と隣接市町村で運営しているものです。もう一つは、藤ヶ谷清掃センターでございまして、別府市とほか2町が運営しているものです。これの改築については、いずれも11年かかっております。そして、福岡で聞いたんですけれども、福岡市のあらゆる部門でおる人をつぎ込むちゅうか、応援を得て、改築にこぎつけたということでも、11年です。建設場所の決定に、説明に数年、基本計画、実施計画に2年、環境アセスメントに2年、それから建設に3年と、おおむねこういうことで11年で建設しとりました。特に、建設候補地は、昨日の藤本議員の答弁に、市長は、上板町、板野町、どちらかに引き受けていただけないかというようなご答弁でございました。この本音というか、戦略的な答弁とは思いますが、もし仮に本気でこれを実現しようというならば、1,000回地元説明会を開いても、了解は困難でないかと思えます。候補地の選定は、最も精力を使うものと私は思います。

次に、そういうことを踏まえて、建設期間をできるだけ実効性のあるものにやっただけたらと思えますんで、市長に再問を求めます。

○議長（森本節弘君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 川人議員の質問5番目、中央広域環境施設組合についての質問にお答えします。

まず最初に、予算計上ができてないっていうご指摘がございました。予算計上はしていませんけれども、先ほど市民部長のほうから答弁をしたとおり、阿波市、上板町、板野町の副市長、副町長、それから担当部長、財政課担当職員にこの件について鋭意進めておりますので、その点ご理解をいただいたらと思えます。

現在、3点目の何十年に1度のプロジェクトであるため、副市長クラスの責任者を張りつける考えがあるかについてでございますけれども、現在中央広域環境施設組合に対しまして、阿波市から主幹を1名、再任用職員1名の計2名を派遣するとともに、市民部環境

衛生課において、中央広域環境施設組合に係る事務処理を行っております。

議員ご指摘のとおり、今後のごみ処理施設の建設に係る業務につきましては、本市及び構成2町にとっても大変重要な業務であることを認識していることから、構成市町と協議を重ねながら、今後の事業の進捗にあわせまして的確な組織体制が構築できるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） ただいま市長からご答弁がありましたように、こういういわゆる市民に嫌われる、嫌悪施設というのは、本当に困難で、汗をかく仕事だろうと思いますが、それぞれのトップが寄って協議してるということなんで、今後の進捗に期待したいと思います。

質問を締めくくるに当たりまして、少し辛口であります。総括しておきます。

今回は、財政問題に焦点を当てて質問を行いました。

私は、日ごろから、組織の運営はお金と人材をコントロールすることにあると考えています。つまり、1つは、行政の原点を踏まえて適正な予算を組み、市民サービスに努めること、もう一つは、職員一人一人のモチベーションと質を高めることの2点だと思います。市民は、しっかりチェックしているはず。市当局に対してお願いしたい第1点は、本市は人口3万7,000人、年間予算約200億円の、企業に例えれば大企業です。要所要所にその道の専門職員の配置が行政を安定させます。振り返れば、庁舎を建設したとき、建築士がいないためにチェックが不十分で、壁が剥がれるという、信じられないミスが初め、不良箇所、欠陥箇所も多数判明しました。喉元過ぎれば熱さ忘れるという言葉がありますが、いまもって正規の建築士は採用されておられません。市内には、学校施設、公民館など、380棟近い公共施設を抱えています。この改修、補修はどうするんでしょう。安心・安全なまちづくりのために、まず安心・安全な体制の整備をお願いします。

第2点は、市民との信頼関係を醸成していくことは、市政運営の根幹となります。しかし、中途半端な公園をつくるために、田圃1反当たり600万円を超える価格で買い上げ、適正な補償価格と主張します。市当局の常識と市民の常識とは相当開きがあると考えざるを得ません。このため、市当局に対する信頼感は、相当落ちております。

第3点は、第4問、第5問で広域行政の問題を取り上げました。この問題で、本市は、市内外に信用を著しく失墜しました。市長は、責任の重みを自覚する必要があります。ま

た、組合議会を実りある風通しのよいものにするために、組合議会の情報を市議会に積極的に提出していただきたい。

以上3点指摘しましたが、最後に市長及び職員一人一人の頑張りに期待し、信頼し、エールを送ります。

これで私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森本節弘君） これで9番川人敏男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時47分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（森本節弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番樫原賢二君の一般質問を許可いたします。

15番樫原賢二君。

○15番（樫原賢二君） 15番樫原賢二、ただいま議長の一般質問の許可をいただきましたので、ただいまから質問をさせていただきます。

今年も、阿波市にも台風20号、21号と、まともに直撃を受け、非常に作物に影響した次第でございます。本席をもって心よりお見舞いを申し上げさせていただきます。

通告してありますように、3点の質問をいたすわけでございますが、まず1点目には、治山ダム、砂防ダムの設置年及び数についての質問をさせていただいております。

この問題につきましては、私も、おぎゃあと、この世に生まれたときには、阿讃山脈の中腹で生まれた関係上、この問題を取り上げさせていただいた次第でございます。山間部で住むというのは、非常にいろいろ不自由な面もございますけれども、楽しい面も多々あるわけでございます。

そこで、私は、いち早くこの問題が起きたときに現地を見に行かせていただいた次第でございます。議長にも了解とっておるんですが、この写真が被災を免れた部分でございます。（写真を示す）しかしながら、道もなければ、何もない。住むには住めないというような状況でございます。それから、これが簞方式といいまして、砂防堰堤からたくさんございまして、それが1つ、一番上の砂防が倒れたばかりに、次から次から次から倒れていって、両端に立つとる家が、ざざざざっと崩壊してしもうとるといようなことで、たくさんな人が亡くなった次第でございます。私は、足が立ちすくんだ次第でございます

し、非常に怖いものでございます。

この地区は、広島県の安芸郡の坂町という小さな町でございますが、先ほど現場写真も見せたとおりでございますけれども、地区の名前は小屋浦というところでございまして、1,800人ぐらいのお方がお住みになっておったように聞きました。日にちにつきましては、7月16日でございます。ここでは、現在15名の方が亡くなりました。しかしながら、日本列島、どこで何が起こるやらからんというような状況でもございますが、特にこの問題は、身近な問題でございますので、今回取り上げさせていただいたわけでございます。このもとの根源は、砂防ダムが、高さが11メートル、幅が50メートル、厚さが約2メートルで、もとの1番目が、こんだけの砂防ダムでございました。それが、昭和25年に石づくりでつくられて、ほんで建築基準法には満たってなかったというような審判を受けたそうでございます。しかしながら、この地区は、非常に危険があるというので、毎年毎年検査をしてまいったようにお受けいたしました。当阿波市も、この問題、避けては通れないのではなかろうかと、こう思いますので、第1点目の阿波市町別の治山ダム、砂防ダムの設置年及び数についての詳しい説明を政策監からお願い賜ったらと。

また続いて、阿波市として、現状の管理はどのようにしていくのかということでございますが、砂防ダム、治山ダムをどのような方法を取り入れるのかというのは、市民が安心・安全に暮らせる最も第一歩の問題でございます。この点につきましても、力強いご説明をお願い賜ったら、こう思うわけでございます。

それとなお、この質問につきましては、現副議長の樫原伸さんがこの問題を一部質問をしておりますので、十分ご理解をいただきましてご答弁いただけることをお願い申し上げます。

○議長（森本節弘君） 木具政策監。

○政策監（木具 恵君） 議長の許可をいただきましたので、樫原賢二議員の一般質問、阿波市の治山ダム、砂防ダムの問題点について順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の阿波市の町別の治山ダム、砂防ダムの設置年及びその数についてであります。

本市の北部は阿讃山脈の山々が連なっており、本市の総面積約191平方キロメートルのうち、およそ半分以上の100平方キロメートルが山林を占めております。山林は、水資源の貯留や水質浄化、雨水の流出量の調整に加え、生物多様性や美しい景観の形成など、多面的な機能を有する一方、台風や豪雨に見舞われたとき、土砂災害が発生するおそ

れがあります。このため、水源の涵養や山地災害を防ぐ森林の維持造成を目的に治山ダムが設置され、河川の上流から流れ出る土石流などを受けとめ、下流に流れる土砂量の調整を目的に砂防ダムが設置されております。どちらのダムも、山間の溪流や急峻な斜面に設置され、土石流災害を防ぐ目的がありますが、治水ダムは、森林とダムが一体となって土砂の流出を防ぎ、砂防ダムは、ダム本体のみで土砂の流出を防ぐといった違いがございます。

ご質問の阿波市における町ごとの治山ダム、砂防ダムが設置された年とそれぞれの数でございますが、まず治山ダムは、昭和21年から平成27年に設置され、土成町177基、市場町447基、阿波町482基の合計1,106基となっております。また、砂防ダムは、昭和14年から平成25年に設置され、土成町30基、市場町447基、阿波町29基の合計83基となっております。

なお、吉野町は山間部がありませんので、どちらのダムの設置もございません。

次に、2点目の阿波市として現状の管理はどうか、市民が安心して暮らせるのかについてお答えさせていただきます。

全国各地で毎年台風、豪雨等による山地災害が発生し、人命、財産に甚大な被害をもたらしており、本県西部におきましても、今年7月の豪雨により山腹崩壊や林道災害が発生し、甚大な被害をこうむったところであります。このように、近年台風の大型化や集中豪雨の頻度が増す中、迅速な復旧整備はもとより、事前の防災・減災対策の強化が急務となっております。

そこで、県は、山地防災力の強化に向けた取り組みとして、いざ発災時は、県が中心となって山腹崩壊地等の緊急的かつ集中的な復旧を実施することとしておりますが、まずは災害の発生を未然に防止するため、保安林の機能が十分に発揮されるように、治山ダムや山腹工などの施設整備と間伐等の森林整備を一体的に進めているところであります。本市におきましても、県と連携し、治山ダムなどの施設の現状確認、点検を行い、機能が発揮できていない施設につきましては、県が早急に対策を講じることとしております。加えて、砂防ダムにつきましては、県は平成25年度に施設点検を実施しており、現在点検結果をもとに、長寿命化計画を策定中とお聞きしております。それ以外にも、県は、山地防災対策を推進するためのソフト対策として、徳島県総合地図提供システムを使用し、山地災害防災マップをホームページで公表するとともに、山地防災パトロールの強化に取り組んでいるところでございます。このように、県はソフト、ハードにおいて県民が安心して

暮らせるよう取り組みを強化しているところであり、市も連携し、市民の安全確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 木具政策監、昭和14年から平成25年設置された砂防ダムで、土成町30基、市場町447基、阿波町29基、合計83基と答弁なされましたが、市場町の447基は。

（政策監木具 恵君「24基。訂正お願いします」と呼ぶ）

木具政策監。

○政策監（木具 恵君） 議長の許可をいただきましたので、先ほどの答弁で一部修正をお願いいたします。

先ほど答弁いたしました砂防ダムの市場町の設置の数は24基と訂正させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 樫原賢二君。

○15番（樫原賢二君） ただいま木具政策監からご答弁をいただいた中で、非常に危惧されるのが、これ治山ダムが1,100余り、砂防ダムが80余りあるわけですが、吉野町には山林がないので、ないということですが、あと土成、市場、阿波町と、ずっと点々とあるわけですが、殊こんだけ世の中が気候の変化が激しい時代、県に任せ、県を主体とした治山、砂防、これを守り抜いていけるのかと。これが心配がゆえに、市民からこの問題が大きくクローズアップされとるのが現状なんです。

そこで、ぜひ再度突っ込んだご答弁をいただきたいんですが、地域地域で住まわれる方が、もう少し迅速な情報網ができるような体制づくり、もう一步体制を強化しまして、ちょっとでも変化があれば、直ちにその地域の、とにかく災害、災難があるときは逃げるが勝ちじゃと。今は、テレビ等々でも言いよりますように、とにかく早く逃げるのが勝ちじゃというように言われておる、今日、昨今でございますので、どうぞ木具政策監のご答弁の中で、私が今言いよる、もう一丁突っ込んで、逃げるが勝ちじゃというような答えはいけませんけれども、せめて市とも十分連絡をとって、地元にも消防団がおりますので、消防団とも関係プレーを密にして、この治山、砂防の堰堤の数も書面で消防団員にも詳しく説明し、市民にもアピールする時代が来たんでなかろうかと、こう思うわけでございます。もう一度、再度ご答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森本節弘君） 木具政策監。

○政策監（木具 恵君） 議長の許可をいただきましたので、樫原賢二議員の再問についてお答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたように、本市におきましても、県と連携して、治山ダム等の施設の現状管理、点検を行って、早急に連携して取り組んでいきたいというふうを考えているところではございますけれども、先ほど議員からご提案がありましたように、昨今はやはりそういった施設で対応するというのも、どうしても限りがございます。そこで、先ほど議員からのご指摘のありました自助、共助、こういったところを常に最大限発揮できるように、そして消防団とも連携をとって、それにつきましては、昨日も答弁等をさせていただいておりますけれども、早目早目の情報提供、確実な情報提供に取り組みまして、関係機関とも連携をとって取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 樫原賢二君。

○15番（樫原賢二君） ただいま政策監からは非常に前向きなご答弁いただきましたので、この項につきましては、これで結構でございます。今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、県道香美吉野線のことでございますが、この路線につきましては、県道として供用開始の年月はいつかと。続いて、総延長は何メートルかと。3番目に、県道として非常に状態の悪い道路であり、市民より苦情が多く出ているのが現状でございます。これは、市としてのお考えをご説明を願ったらと思います。

それとなお、あえて、これも実は議長に了解とおるんですが、これ阿波市の簡易水道や市場町の八幡簡易水道、この水源地のすぐ南側に、真っすぐ南へ行けば堤防に突き当たるわけでございます。その堤防に突き当たったら、西、東に県道が、香美吉野線の線があるんです。小さい写真ですが、（写真を示す）これがそうなんです。ここで事故が非常に頻繁に起こっておるのが現状でございます。それともう一つが、魔のカーブと言いまして、これは伊月地区に入るんですが、ほぼ90度のカーブなんです、これも大きな問題になっておるわけです。これも市民から強く要望が出されておるのが現状でございます。これを踏まえて、質問をさせていただきます。

この質問も、実は過去に、三浦三一議員から、ものすごい強い質問もあったわけでござ

います。この道は、知ってのとおり、鳴門池田線のバイパス的な道でございます。というのは、東西に走っておる道については、一番主要な道が鳴門池田線、この次に果たしてどれがあるんなど。例えば、山際にある大規模農道、これにつきましては、常に台風のために土砂をのけないかんというような現状が今続いております。それと、この庁舎の通り、これは今、道路をかかっというような状況でございます。香美吉野線については、この阿波市の運命がかかっておるように思うわけでございます、運命が。ほんで、ぜひこの道を一日も早く県道としての値打ちのあるような道にしていきたい。ということは、先ほど私が見せましたように、直角の魔のカーブとか、それから事故が頻繁に起こるとか、おまけに、ここの庁舎の終末の終点の水の最終の水がたまっておるところが、鶯谷つちゅうとこあるんです。その鶯谷のすぐ西側には、大穴が道路にあいておるんですが、今もって穴があいたままであるわけでございます。県としては、余りこの道路は名ばかりで、主要県道香美吉野線という名はついておるんですが、一向にできておらんのが現状なんです。ほんで、県きってのエキスパート、木具政策監に、この問題、ぱっぱとうまいこといけるようにしてもらいたいがゆえにお願いしよんでございます。どうぞ力強いご答弁を賜ったら、答弁内容によりまして、再質問させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森本節弘君） 木具政策監。

○政策監（木具 恵君） 議長の許可をいただきましたので、樫原賢二議員の一般質問、県道香美吉野線の現状について、供用開始時期や総延長、さらには市の考えについて順次お答えさせていただきます。

県道香美吉野線は、一般河川吉野川左岸堤防を占用し、市場町の阿波麻植大橋北詰を起点とし、吉野町の阿波中央橋北詰に至る一般県道で、地域の経済活動や生活を支えるとともに、主要地方道鳴門池田線のバイパス的役割を担う路線であります。当路線は、県道津田川島線、市場学停車場線、切幡川島線との重用区間159メートルを含む、総延長6,412メートルの路線であり、平成7年4月1日に、旧吉野町、旧土成町、旧市場町の町道から県道に昇格し、平成12年4月1日に供用開始となりました。その後、平成22年に阿波麻植大橋北詰東側の道路屈曲箇所77.5メートル区間を幅員5.9メートルに、平成25年に切幡川島線との交差点西側の幅員狭小箇所92メートル区間を幅員8.8メートルに、それぞれ局部改良事業により改善されております。さらに、平成26年には、終点側の阿波中央橋北詰交差点から吉野川上流方向に760メートルの区間が整備さ

れたことにより、延長929.5メートルの区間におきまして、通行車両の利便性、安全性が大きく向上したところであります。しかしながら、未改良の5,482.5メートルの区間につきましては、幅員の狭い箇所があり、朝夕の通勤時には車両の対向に不便を来していることから、用地取得が少なく事業費を抑えることができる河川堤天を活用した整備を県に対し要望してまいりました。県からは、阿波市内では宮川内牛島停車場線の吉野工区、志度山川線の東原工区を初めとするバイパス整備や現道の拡幅工事など、市内各所で進めているところであり、当路線については、現在実施中の事業進捗や予算状況などを勘案し、緊急度優先度など、阿波市とも相談しながら取り組みたいと伺っているところでございます。県道香美吉野線は、市の重要路線として事業の進捗が図られますよう、今後とも県に対し積極的に要望してまいりたいと考えております。また、除草作業、舗装の穴埋め等、維持管理につきましても、あわせて要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 樫原賢二君。

○15番（樫原賢二君） ただいまご答弁をいただいたんですが、供用開始をいたしまして約23年になるわけでございます。しかしながら、改良ができた部分については1キロ足らずと、924メートルと。このまま続いていたら、この世で果たしてこの道が解決できるんか、できんのか。ひょっとしたら、県の誰か知らんけど、阿波市をぶちほっとけ、文句言わんけん、このまま置いとけというような状況に、この香美吉野線については置いてんかもわからんけれども、先ほど申し上げましたように、鳴門池田線がもし問題起きたときに、この道は非常に役立つ道でございますので、もう少しピッチを上げて、木具政策監、何とか前へ向いて進むようお願いをしたいわけでございます。これは、こうする、ああするっていうんでなしに、今後木具政策監のお力添えをおかりして、ご答弁にかえさせていただきたいと、こう思います。これについてはこれで結構でございます。ありがとうございます。

続きまして、質問の第3番目でございます。

3番目につきましては、これまた坂東重夫議員、笠井一司議員、川人敏男議員、すばらしいご質問ばかりがひしめいて、この問題を私どういうふうに言うたらええもんかなと、非常に頭をひねっておるのが、現在の心境でございます。

そこで、ごくごく簡単にご説明をしていただきたいと思いますんですが、私が質問を出してありますように、この質問の内容のとおりでご答弁をしていただいたら非常にありがたいんです

が、現在の財政状況を市民にごくごわかりやすく。ということは、合併特例債から始まりまして、ほんでこんだけの起債があるんじゃないと。しかしながら、特例債の分で交付金としてこんだけ戻るんじゃないと。いわゆる各家で言いましたら、定期預金、貯金じゃね、貯金がこんだけあるんじゃないと。実際の借金は、実際の起債残高はこんだけじゃと、こういうふうにごくごく簡単にご説明賜ったらというのが第1点でございます。

続いて、将来に向けた財政運営の基本方針はと、こういうふうな質問でございますが、これまた私もちょっと言いたいなという気があるんですが、副市長に1番、2番とご答弁していただいて、答弁内容によりまして再質問をするということで、よろしくご配慮お願い申し上げます。

○議長（森本節弘君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、樫原賢二議員の一般質問の3問目、阿波市の財政運営についての2つ質問をいただいております。

今議会におきまして、決算認定ということで決算書が提出されておりますので、複数の議員の方から今まで質問、答弁がございましたということで、ごわかりやすくということで、そこに重点を置いて説明をさせていただきます。

財政の健全化と町の活性化というのは相関関係があって、強固な財政基盤というのは、市民の生活安定向上につながるということで考えております。ということで、本市は平成17年に合併以降、積極的な行財政改革を実施しながら、合併に係るさまざまな財政支援措置を活用しながら、今まで申し上げましたように、現在のところかなり健全な財政運営にあるということでございます。そして、議員の申されました、地方債といいます、家庭で言えば借入金ということで、それと基金ということで、これ家庭で言えば定期預金ということについて説明したいと思います。

これにおきましては、阿波市においては、現在平成29年度末で基金の、定期ですね、家庭で言えば、残高は約140億9,900万円でございます。これにつきましては、合併直後の一般会計の平成17年度末の基金の現在高は、約37億1,400万円であったということから考えますと、12年間で103億8,500万円増加したということになります。これにつきましては、県下8市で、それぞれの団体名はあえて申し上げませんが、基金につきましては、8市の中で多い順から3番目ということでございます。この基金につきましても、それぞれの地域でいろいろな事情がございますので、多ければよいというものではございませんが、多くて悪いということにもなりませんということでございま

す。

続いて、借入金に当たる地方債残高について申しますと、阿波市の地方債残高は、29年度末で218億1,560万円、これも約でございますが。これは、前年度末と比較して、約10億2,400万円減少しております、平成33年度末には200億円を切ると見込んでおります。これにつきましても、議員の質問にございました、このうち後年度に普通交付税で財政措置される有利な地方債残高が、約ばかりになりますけど、約169億3,500万円、78%が交付税で財政措置されるもので、残りの48億8,060万円が、22%ですね、これが実質的な市の負債ということになると考えております。この地方債残高につきましても、県下8市の中で言いますと、これも地方債残高でございますので借入金ということで、これは少なければよいということで、県下8市の中で阿波市は2番目に少ないということを申し添えておきます。

次に、財政健全化の判断指標については、今までの議員にお答えしておりますので、割愛させていただきたいと思っております。

そして、2点目の将来に向けた財政運営の基本方針について答弁させていただきます。

これにつきましては、国において本年の6月に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2018の中で、地方創生や地域活性化の推進、そして来年10月からの消費税率の引き上げなどを見据えまして、人づくり革命の実現と拡大、また働き方改革の推進など、力強い経済成長の実現に向けた重点的な取り組みを行うとされております。

本市におきましても、このような国の方針を十分踏まえた上で、平成29年度からスタートしております第2次阿波市総合計画に位置づけております重点事業におきましては、市民サービスの低下を招かないように着実に推進していく必要があると考えております。加えて、さらなる民間活力の導入や、本年3月に策定いたしました阿波市公共施設個別管理計画に基づいて公共施設の集約化や除却を行い、総量の最適化を図ることはもちろんのこと、耐用年数のある未利用施設につきましては利活用して、民間等への貸し付けを行うために、今年度実施しております旧阿波市役所の利活用改修事業や旧市場の給食センターの利活用事業のように、新しくつくるから賢く使うことへ移行していくことも重要であると考えております。

今後想定されます人口減少や少子・高齢化など、厳しい社会経済情勢のもと、行財政運営が求められるところではございますが、国の動向や経済情勢の変化に的確に、かつ機動的に対応しながら、市民のために重点施策の実施に当たっては、これまでと同様に、国、

県の補助金や合併特例債などの有効な財源を活用していきたいと考えております。ご理解くださいますようによろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 檜原賢二君。

○15番（檜原賢二君） ただいま副市長から、2点の質問に対しまして、非常に詳しくご説明を賜りました。非常にありがたいわけでございますが、実は私がいろいろの方からご指摘をいただいておりますのが、日本では人口が増加し続けた時代は終わり、人口減少が前提となる時代となりました。一方世界に目を迎えると、かつての日本と同じように、中国やインド、アフリカなどが著しく経済発展をなし遂げ、国際社会でその存在感を増しております。これからの時代は、これまでの延長線上にはありません。それだけに、将来あるべき姿を描き、これまでにない発想で大胆かつ積極的に取り組む必要があると考えております。阿波市は、平成17年4月1日、郡を越え合併して誕生いたしました。そして、今月が終わると、13年と半年を経過することになります。人口減少や少子・高齢化が進む中でも、第2次阿波市総合計画や阿波市版総合戦略を着実に実施しながら、地域の力を維持することが、今私たちの責務と考えておるわけでございます。限られた財源の中で阿波市の特色を生かし、賢明な取り組みを進めていかなければなりません。地域の元気が、明るい日本を切り開く原動力であり、そのためには、阿波市の財政基盤が非常に重要なものとなってきております。財政基盤を維持していくには、今を知り、その状況を分析し、そして将来に向けた、確かな方針を確立し、実行していくものであると考えます。

まだまだたくさんお願いを申し上げたいんですが、余り時間もたち過ぎてはいけませんので、最後には、実はこの前の6月議会に私申し上げましたように、シンガポールで北朝鮮の金正日、それとアメリカのトランプ大統領が会談やると。それによって、核廃絶が一挙に進むんだということを申し上げまして、また拉致問題のことも言いました。しかし、ふにゃふにゃふにゃふにゃいうて、なかなか一向に前へ進まない。そういうふうな状況でございますが、もう一点は、最後これは答弁は要りませんが、大坂なおみさんという方が、アメリカでテニスをやりまして優勝したと、こういうことで非常に明るい点もございます。

以上、本議会、私が述べたことを副市長のご答弁をいただいた中で、まだまだ阿波市は前進あるものと、こう思いながら、今議会の質問をこれで終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（森本節弘君）　ご静粛に。

これで、15番樫原賢二君の一般質問が終了いたしました。

ここで、1点報告させていただきます。

昨日の2番北上正弘君の一般質問の発言の中で一部不穏当と認められる部分がありましたので、会議録を調査、調整の上、措置することといたします。

~~~~~

- 日程第 2 議案第 40号 平成29年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第 41号 平成29年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第 42号 平成29年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 43号 平成29年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 44号 平成29年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 45号 平成29年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 46号 平成29年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 47号 平成29年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第 48号 平成29年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 日程第11 議案第 49号 平成30年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第 50号 平成30年度阿波市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第 51号 阿波市長寿祝金支給条例の一部改正について
- 日程第14 議案第 52号 阿波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（森本節弘君）　次に、日程第2、議案第40号平成29年度阿波市一般会計歳入

歳出決算認定についてから日程第14、議案第52号阿波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの計13件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第40号から議案第52号までについては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会、決算審査特別委員会に付託いたします。

各常任委員会、決算審査特別委員会におかれましては、第3回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

18日午前9時半から決算審査特別委員会、19日午前10時から総務常任委員会、20日午前10時から文教厚生常任委員会、21日午前10時から産業建設常任委員会です。

なお、次回の本会議は9月25日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時45分 散会